

第3部 学 校 教 育

第3部 学校教育

1章 学校教育指導の方針と重点

1 方針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く幼児児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

2 重点

(1) 授業の充実

一人一人の子どもが、各教科及び総合的な学習の時間等において、主体的・対話的で深い学びを通して確かな学力を身に付けることができるよう、言語活動の充実を図りながら、一人一人の能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努める。

ア 主体的・対話的で深い学びの実現を図る指導計画等の整備

イ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成に向けた教材研究の深化

ウ 一人一人の学習の過程や成果の的確な把握と指導の改善につながる評価の工夫

エ 各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫

オ 学校図書館やICTなどを活用した子どもの学びを支援する学習環境の充実

(2) 道徳教育の充実

一人一人の子どもが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもつことができるよう、教育活動全体を通じて道徳性の育成に努める。

ア 道徳教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実

イ 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫

ウ 郷土を愛する心を育む指導の充実

エ 道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子の継続的な把握と、評価を生かした指導の工夫

(3) 特別活動の充実

一人一人の子どもが、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく築いていくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める。

ア 自主的な態度を育てる学級活動・ホームルーム活動の工夫

イ 自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫

ウ 児童の個性の伸長を図り、触れ合いを深めるクラブ活動の工夫

エ 集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫

(4) 体育・健康教育の充実

一人一人の子どもが、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体を育む教育の推進に努める。

ア 運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

イ 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実

- ウ 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導の充実
 - エ 安全に関する情報を正しく判断し、安全を確保することができる指導の充実
- (5) 生徒指導の充実
- 一人一人の子どもが、豊かな生活を送ることができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、心の結びつきを基調とした指導を行うとともに、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。
 - ア 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実
 - イ 生徒指導の機能を生かした学年・学級・ホームルーム経営の充実
 - ウ 児童理解・生徒理解に基づいた教育相談の充実
 - エ 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底
- (6) キャリア教育の充実
- 一人一人の子どもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。
 - ア キャリア教育指導体制の整備・充実
 - イ 現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実
 - ウ 児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成
- (7) 特別支援教育の充実
- 発達障害を含む障害のある子どもなど特別な配慮を必要とする子どもが、障害等による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、そのもてる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。
 - ア 校内支援体制の充実
 - イ 個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実
 - ウ 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実
 - エ 交流及び共同学習による相互理解の促進
- (8) 環境教育の推進
- 一人一人の子どもが、環境と人間とのかかわりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。
 - ア 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫
 - イ 地域の環境の実態に即した指導の工夫
 - ウ 環境にかかわる体験活動の充実
- (9) 国際化に対応する教育の推進
- 一人一人の子どもが、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努める。
 - ア 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進
 - イ 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成
 - ウ 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進
- (10) 情報化に対応する教育の推進
- 一人一人の子どもが、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、系統的・体系的な情報教育の推進に努める。
 - ア 情報教育を推進する指導体制の整備・充実
 - イ 学習指導におけるICTの適切な活用の推進
 - ウ 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の推進
 - エ 家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の充実
- (11) 研修の充実
- 教員等の資質を高め、教育活動の充実を図るため、計画的・実践的な研修の充実に努める。
 - ア 教員等の資質の向上に関する指標を踏まえた研修の推進
 - イ 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実
 - ウ 教育要領・学習指導要領に基づく実践的研究の充実
 - エ 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実

2章 幼稚園教育

1節 幼稚園の概況

1 幼稚園の設置・廃止

(公立)

異動種別	名称	異動年月日	
-	-	-	

(私立)

異動種別	名称	異動年月日	
廃止	星美幼稚園	R4.3.31	幼保連携型認定こども園として新設

2 幼稚園数・園児数

(R4.5.1)

幼稚園数		園児数	年齢数		
			3歳	4歳	5歳
国・公立	3	67	16	24	27
私立	82	3,753	1,131	1,247	1,375
計	85	3,820	1,147	1,271	1,402

2節 幼保連携型認定こども園の概況

1 幼保連携型認定こども園の設置及び園数・園児数

(R4.5.1)

幼保連携型 認定こども園数		園児数	年 齢 数			
			0～2歳	3歳	4歳	5歳
公 立	1	143	53	26	35	29
私 立	246	18,507	6,686	3,780	3,941	4,100
計	247	18,650	6,739	3,806	3,976	4,129

3節 教育課程・保育指導

○ 幼稚園教育課程青森県研究協議会

8月18日

3章 小・中学校教育

1節 学校の概況

1 学校の設置・廃止

異動種別	名 称	異動年月日	備考（統廃合）
廃 止	十和田市立洞内小学校	R 5. 3. 31	十和田市立大深内小学校へ
〃	十和田市立松陽小学校	〃	〃
〃	野辺地町立馬門小学校	〃	(野辺地町立若葉小学校へ)
〃	八戸市立日計ヶ丘小学校	〃	(八戸市立根岸小学校へ)
〃	田子町立清水頭小学校	〃	(田子町立田子小学校へ)
〃	田子町立上郷小学校	〃	〃
〃	南部町立剣吉小学校	〃	南部町立名川小学校へ
〃	南部町立名久井小学校	〃	〃
〃	南部町立名川南小学校	〃	〃
〃	南部町立向小学校	〃	南部町立南部小学校へ
〃	南部町立南部小学校	〃	〃
〃	南部町立福地小学校	〃	南部町立福地小学校へ
〃	南部町立福田小学校	〃	〃
〃	南部町立杉沢小学校	〃	〃
〃	平内町立小湊中学校	〃	平内町立平内中学校へ
〃	平内町立西平内中学校	〃	〃
〃	平内町立東平内中学校	〃	〃
〃	南部町立杉沢中学校	〃	(南部町立福地中学校へ)

2 学校数、児童・生徒数

(R4.5.1)

区分	小 学 校				中 学 校				生徒数
	学 校 数			児童数	学 校 数				
	本 校	分 校	計		本 校	分 校	計		
青 森 市	42		42	12,059	19		19	6,499	
弘 前 市	32		32	6,624	16		16	3,391	
八 戸 市	42		42	10,530	24		24	5,444	
黒 石 市	4		4	1,325	2		2	643	
五所川原市	11		11	2,078	6		6	1,074	
十 和 田 市	15		15	2,672	8		8	1,307	
三 沢 市	7		7	2,005	5		5	1,021	
む つ 市	12		12	2,401	9		9	1,243	
つ が る 市	7		7	1,135	5		5	675	
平 川 市	9		9	1,386	4		4	683	
東 津 軽 郡	7		7	640	7		7	370	
西 津 軽 郡	5		5	473	3		3	282	
中 津 軽 郡	1		1	74	0		0	0	
南 津 軽 郡	5		5	1,296	4		4	633	
北 津 軽 郡	9		9	1,315	4		4	748	
上 北 郡	22		22	4,291	14		14	2,202	
下 北 郡	5		5	544	4		4	335	
三 戸 郡	22		22	2,304	12		12	1,243	
県 立					1		1	240	
合 計	257		257	53,152	147		147	28,033	

① へき地等指定学校数

区 分	へ き 地 等 指 定 学 校 数								
	計	へ き 地						準へき地	特別地
		計	5級地	4級地	3級地	2級地	1級地		
(小 学 校)									
総 計	29	25	-	1	1	4	19	3	1
本 分 校	29	25	-	1	1	4	19	3	1
市 郡 計	11	8	-	-	1	1	6	2	1
青 森 市	18	17	-	1	-	3	13	1	-
弘 前 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八 戸 市	2	1	-	-	-	-	1	1	-
黒 石 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
五 所 原 市	1	1	-	-	-	-	1	-	-
十 三 和 田 市	3	1	-	-	1	-	-	1	1
三 沢 市	1	1	-	-	-	-	1	-	-
む つ が 市	3	3	-	-	-	1	2	-	-
つ 平 川 市	1	1	-	-	-	-	1	-	-
東 津 軽 郡	2	2	-	-	-	1	1	-	-
西 津 軽 郡	3	3	-	-	-	1	2	-	-
中 津 軽 郡	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南 津 軽 郡	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北 上 郡	1	1	-	-	-	-	1	-	-
下 北 郡	5	5	-	-	-	1	4	-	-
三 北 郡	5	4	-	1	-	-	3	1	-
戸 部 郡	2	2	-	-	-	-	2	-	-
東 青 北 郡	2	2	-	-	-	1	1	-	-
西 中 北 郡	6	6	-	-	-	1	5	-	-
上 下 北 郡	2	1	-	-	-	-	1	1	-
八 北 郡	9	7	-	-	1	1	5	1	1
東 中 北 郡	8	7	-	1	-	1	5	1	-
西 下 北 郡	2	2	-	-	-	-	2	-	-
東 青 北 郡	2	2	-	-	-	1	1	-	-
西 中 北 郡	6	6	-	-	-	1	5	-	-
上 下 北 郡	2	1	-	-	-	-	1	1	-
八 北 郡	9	7	-	-	1	1	5	1	1
東 中 北 郡	8	7	-	1	-	1	5	1	-
西 下 北 郡	2	2	-	-	-	-	2	-	-
東 青 北 郡	2	2	-	-	-	1	1	-	-
西 中 北 郡	2	2	-	-	-	-	2	-	-
上 下 北 郡	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八 北 郡	1	1	-	-	-	-	1	-	-
東 中 北 郡	3	3	-	-	-	-	1	-	-
西 下 北 郡	4	3	-	1	-	-	2	1	-
八 北 郡	1	1	-	-	-	-	1	-	-
東 青 北 郡	2	2	-	-	1	-	1	-	-
西 中 北 郡	5	5	-	-	-	-	5	-	-
上 下 北 郡	2	1	-	-	-	-	1	1	-
八 北 郡	6	5	-	-	1	1	3	-	1
東 中 北 郡	7	6	-	1	-	1	4	1	-
西 下 北 郡	1	1	-	-	-	-	1	-	-
東 青 北 郡	2	2	-	-	-	-	1	-	-
西 中 北 郡	5	5	-	-	-	-	5	-	-
上 下 北 郡	2	1	-	-	-	-	1	1	-
八 北 郡	6	5	-	-	1	1	3	-	1
東 中 北 郡	7	6	-	1	-	1	4	1	-
西 下 北 郡	1	1	-	-	-	-	1	-	-

② へき地等指定学校児童・生徒数及び本務教員数

区分	児童・生徒数									本務教員数									
	計	へき地						準へき地	特別地	計	へき地						準へき地	特別地	
		計	5級地	4級地	3級地	2級地	1級地				計	5級地	4級地	3級地	2級地	1級地			
(小学校)																			
総計	1,682	1,371	-	-	6	156	1,209	275	36	285	241	-	-	5	35	201	36	8	
本分校	1,682	1,371	-	-	6	156	1,209	275	36	285	241	-	-	5	35	201	36	8	
市郡	計	554	416	-	-	6	14	396	102	36	105	76	-	-	5	7	64	21	8
	計	1,128	955	-	-	-	142	813	173	-	180	165	-	-	28	137	15	-	-
青森市		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
弘前市		82	15	-	-	-	-	15	67	-	18	5	-	-	-	-	5	13	-
八戸市		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
黒石市		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
五所川原市		46	46	-	-	-	-	46	-	-	11	11	-	-	-	-	11	-	-
和田市		77	6	-	-	6	-	-	35	36	21	5	-	5	-	-	-	8	8
十三沢市		95	95	-	-	-	-	95	-	-	12	12	-	-	-	-	12	-	-
三つが市		117	117	-	-	-	14	103	-	-	30	30	-	-	-	7	23	-	-
つがる市		137	137	-	-	-	-	137	-	-	13	13	-	-	-	-	13	-	-
平川市		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東津軽郡		51	51	-	-	-	-	15	36	-	17	17	-	-	-	7	10	-	-
西津軽郡		202	202	-	-	-	31	171	-	-	33	33	-	-	-	8	25	-	-
中津軽郡		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南津軽郡		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北津軽郡		64	64	-	-	-	-	64	-	-	13	13	-	-	-	-	13	-	-
上北郡		501	501	-	-	-	96	405	-	-	65	65	-	-	-	13	52	-	-
下北郡		291	118	-	-	-	-	118	173	-	42	27	-	-	-	-	27	15	-
三戸郡		19	19	-	-	-	-	19	-	-	10	10	-	-	-	-	10	-	-
教育事務所																			
東西中上下三	青森市	51	51	-	-	-	15	36	-	-	17	17	-	-	-	7	10	-	-
	青森市	449	449	-	-	-	31	418	-	-	70	70	-	-	-	8	62	-	-
	青森市	82	15	-	-	-	-	15	67	-	18	5	-	-	-	5	13	-	-
	青森市	673	602	-	-	6	96	500	35	36	98	82	-	5	13	64	8	8	-
	青森市	408	235	-	-	-	14	221	173	-	72	57	-	-	7	50	15	-	-
	青森市	19	19	-	-	-	-	19	-	-	10	10	-	-	-	10	-	-	-
(中学校)																			
総計	945	754	-	-	17	69	668	169	22	252	210	-	-	9	16	185	32	10	
本分校	945	754	-	-	17	69	668	169	22	252	210	-	-	9	16	185	32	10	
立計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
市郡	計	289	236	-	-	5	231	31	22	90	71	-	-	-	4	67	9	10	
	計	656	518	-	-	17	64	437	138	-	162	139	-	-	9	12	118	23	-
青森市		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
弘前市		40	9	-	-	-	-	9	31	-	14	5	-	-	-	-	5	9	-
八戸市		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
黒石市		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
五所川原市		33	33	-	-	-	-	33	-	-	13	13	-	-	-	-	13	-	-
和田市		22	-	-	-	-	-	-	22	10	10	-	-	-	-	-	-	10	-
十三沢市		40	40	-	-	-	-	40	-	-	13	13	-	-	-	-	13	-	-
三つが市		76	76	-	-	-	5	71	-	-	29	29	-	-	-	4	25	-	-
つがる市		78	78	-	-	-	-	78	-	-	11	11	-	-	-	-	11	-	-
平川市		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東津軽郡		41	41	-	-	17	-	24	-	-	21	21	-	-	9	-	12	-	-
西津軽郡		107	107	-	-	-	-	107	-	-	31	31	-	-	-	-	31	-	-
中津軽郡		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南津軽郡		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北津軽郡		40	40	-	-	-	-	40	-	-	11	11	-	-	-	-	11	-	-
上北郡		230	230	-	-	-	64	166	-	-	39	39	-	-	-	12	27	-	-
下北郡		196	58	-	-	-	-	58	138	-	46	23	-	-	-	-	23	23	-
三戸郡		42	42	-	-	-	-	42	-	-	14	14	-	-	-	-	14	-	-
教育事務所																			
東西中上下三	青森市	41	41	-	-	17	-	24	-	-	21	21	-	-	9	-	12	-	-
	青森市	258	258	-	-	-	-	258	-	-	66	66	-	-	-	-	66	-	-
	青森市	40	9	-	-	-	-	9	31	-	14	5	-	-	-	5	9	-	-
	青森市	292	270	-	-	64	204	-	22	62	52	52	-	-	12	40	-	10	-
	青森市	272	134	-	-	-	5	129	138	-	75	52	-	-	4	48	23	-	-
	青森市	42	42	-	-	-	-	42	-	-	14	14	-	-	-	14	-	-	-

2節 施設・設備

1 建物保有状況

令和4年5月1日現在における小・中学校建物保有面積は、校舎で対前年度比0.6%（11,241㎡）減の1,732,539㎡、屋内運動場で0.4%（1,703㎡）減の459,255㎡となり、整備資格面積は、校舎で対前年度比5.2%（3,569㎡）増の72,551㎡、屋内運動場で7.8%（3,898㎡）減の46,255㎡となっている。

また、建物の保有状況を構造別にみると、鉄筋・鉄骨造等の非木造構造は校舎で97.4%、屋内運動場で98.8%となっている。

整備資格面積

項目 区分	校 舎				屋 内 運 動 場			
	① 必要面積	② 保有面積	③ 整備資格 面積	③/①	① 必要面積	② 保有面積	③ 整備資格 面積	③/①
小学校	㎡ 934,658	㎡ 1,048,365	㎡ 55,120	% 5.9	㎡ 273,273	㎡ 267,411	㎡ 29,464	% 10.8
中学校	559,352	684,174	17,431	3.1	181,898	191,844	16,791	9.2
計	1,494,010	1,732,539	72,551	4.9	455,171	459,255	46,255	10.2

構造別保有面積の比較

(単位：㎡)

項 目 区 分		校 舎			
		鉄筋コンクリート	鉄骨・その他造	木造	計
県	小学校	(95.9) 1,005,105	(1.4) 14,360	(2.7) 28,900	(100.0) 1,048,365
	中学校	(96.2) 657,984	(1.5) 10,242	(2.3) 15,948	(100.0) 684,174
全国	小学校	(95.9) 78,701,442	(2.8) 2,285,312	(1.3) 1,050,966	(100.0) 82,037,720
	中学校	(96.0) 46,513,748	(3.1) 1,504,538	(0.9) 423,663	(100.0) 48,441,949

()は構成比(%)

(単位：㎡)

区 分		屋 内 運 動 場			
		鉄筋コンクリート	鉄骨・その他造	木造	計
県	小学校	(31.7) 84,790	(66.8) 178,629	(1.5) 3,992	(100.0) 267,411
	中学校	(32.5) 62,416	(66.8) 128,073	(0.7) 1,355	(100.0) 191,844
全国	小学校	(54.0) 8,857,851	(44.9) 7,358,774	(1.1) 181,055	(100.0) 16,397,680
	中学校	(60.7) 6,756,447	(38.4) 4,277,246	(0.9) 100,110	(100.0) 11,133,803

()は構成比(%)

		校 舎	屋内運動場
小・中学校非木造	県	97.4%	98.8%
の比率	全 国	98.9%	99.0%

2 耐震化の状況

学校施設は、子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要である。

本県の公立小・中学校における構造体（梁、柱、床など）の耐震化率は、令和4年4月1日現在で100%を達成し、耐震化が完了した。

耐震化の状況（小・中学校）

		H30.4.1現在	H31.4.1現在	R2.4.1現在	R3.4.1現在	R4.4.1現在
耐震化率	県	99.1%	99.5%	99.9%	99.9%	100.0%
	全国	99.2%	99.2%	99.4%	99.6%	99.7%

3節 生徒指導

1 現状（公立学校）

(1) 不登校の状況

本県における令和3年度の30日以上欠席した不登校児童生徒数は、小学校で495人、中学校で1,383人となっており、小・中学校あわせた人数は1,878人となっている。

(2) いじめの状況

本県における令和3年度はいじめの認知件数は、小学校で3,869件、中学校で1,158件である。1,000人当たりの認知件数は、小学校で71.7件、中学校で40.0件である。

(3) 暴力行為の状況

本県における令和3年度の暴力行為の件数は、小学校で940件、中学校で360件である。小・中学校あわせた暴力行為の件数のうち、83.2%が生徒間暴力、8.8%が器物損壊である。

2 対策

(1) 生徒指導の推進について

各学校においては、生徒指導推進要綱に基づいて、次のような取組を推進し、生徒指導の充実に努めた。

① 自校の生徒指導上の課題を明確にし、指導方針や実践すべき内容について、学級、学年、生徒指導部等で共通理解を図り、全教職員が協力して生徒指導に取り組むとともに、生徒指導に関する校内研修等を計画的、継続的に実施し、教職員の指導力の向上に努めた。

② 教育相談体制を整え、児童生徒一人一人の置かれている状況や心情を、児童生徒の立場に立って理解するとともに、他教職員との情報交換を密にし、児童生徒一人一人を多面的、総合的に理解するよう努め、共通理解のもと個に応じた適切な指導ができるようにした。

③ 児童生徒一人一人が学ぶ喜びや成就感を味わえるよう授業の充実に努めるとともに、教師と児童生徒の信頼関係や児童生徒相互の好ましい人間関係に支えられた、心のよりどころとなる学級づくりに取り組んだ。

また、児童生徒が自主的によりよい学校生活を築いていけるよう児童会・生徒会活動の充実に努めるとともに、自然との触れ合いや勤労体験、奉仕活動などの体験的活動の充実に努めた。

④ 学級、学年、学校通信の発行や家庭訪問、保護者会や学校開放等を通して、学校と家庭の連携強化に努めるとともに、老人施設等への訪問や地域行事等への児童生徒の参加、青少年の健全育成に関する会議等への参加を通して、地域や関係機関・団体との連携強化に努めた。

⑤ いじめに関しては、いじめ防止対策推進法の施行に伴って策定・設置された、「学校いじめ防止基本方針」及び「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の下、未然防止に努めるとともに、発生した場合には解消に向けて組織的に対応した。

(2) 県教育委員会の施策

先行きが不透明な変化の激しい社会の中であって、児童生徒が抱える問題は年々複雑化・多様化してきている。県教育委員会では、こうした問題を児童生徒一人一人が自らの力で主体的に解決していくことができるよう、次のような施策をもとに生徒指導の充実に努めた。

① 学校・家庭・地域、関係機関・団体との連携・協力の推進

・地区健全育成推進会議（昭和57年度～）平成20年度からは「問題行動への対応に関する総合推進会議」として継続

県内を6地区に分け、学校、PTA、関係機関・団体等の代表が一堂に会し、それぞれ

- の立場から子どもの健全育成について協議し、協力体制の強化を図った。
 - ・不登校児童生徒支援連絡協議会（平成30年度～）
県内の主な相談機関が一堂に会して、不登校等に関する事例発表や研究協議・情報交換などを行い、各相談機関のネットワークづくりに努めた。
 - ・いじめ問題対策連絡協議会を設置し、関係機関及び団体が連携していじめに対応する。
 - ・青森県市町村いじめ問題対策情報交換会を設置し、県内の市町村教育委員会が、いじめ問題に対応するため、情報交換をする。
- ② 教育相談体制の充実
- ・適応指導室「こころの教育相談センター」の開設（平成4年度～）
不登校児童生徒やその保護者を対象にしたカウンセリング、自立性や社会性を高めるための陶芸等の創作活動やキャンプ等の野外活動、教科の補充学習などを行った。
 - ・「スクールカウンセラー」の配置・派遣（平成7年度～）
心理の専門家であるスクールカウンセラーを県内全ての小・中学校に配置・派遣し、児童生徒のカウンセリングや保護者及び教職員に対する指導・助言を行った。
 - ・県内教育事務所や県立高校に、「スクールソーシャルワーカー」を配置し、不登校や問題行動等への対応に関する相談・訪問や学校と関係機関等とのネットワークの構築を行っている。
 - ・学校教育課に「ソーシャルメディア等監視員」を配置し、インターネット上のいじめに関する事案を監視する。
 - ・ハートケアアドバイザー配置（平成8年度～）
各教育事務所に配置した「いじめ対応アドバイザー」（平成8年～）からはじまり、平成16年度には教育相談の経験が豊かな「ハートケアアドバイザー」を東青教育事務所に配置し、電話相談や学校、家庭等を訪問して助言、援助を行った。平成19年度からは学校教育課に2人配置している。
 - ・24時間子供SOSダイヤル（平成27年度から名称変更）
ハートケアアドバイザー等が24時間体制でいじめや不登校などの電話相談に応じる。
 - ・不登校、暴力行為、いじめ、児童虐待、高校中退の課題について、未然防止、早期発見・早期対応など、児童生徒の支援に効果的な取組について調査研究を行った。
- ③ 資料の作成や教員研修の実施
- 生徒指導に関する各種啓発・指導資料の作成や生徒指導に関する研修講座を開設し、生徒指導に対する教職員の問題意識の高揚や指導力の向上を図った。
 - ・学校不適応への適切な対応を図る不登校対策講座の実施（平成2年度～）
 - ・カウンセリングの技法を身に付ける研修講座の実施（平成30年度～）
 - ・「初任者、中堅教諭等資質向上研修（前・後期）」における生徒指導分野の充実
 - ・県内全公立小・中学校生徒指導主任・主事研究協議会を実施（平成19年度～）
 - ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けたポスターを作成、県内公立小・中・高等学校及び特別支援学校に配布
 - ・いじめの早期発見・早期対応のため、相談窓口周知カードを作成し、小・中・高等学校及び特別支援学校の新1年生に配布。平成30年度からは中・高校生にネットいじめ等に関する情報提供・相談窓口サイトの案内を加えて掲載。
 - ・安心できる学校づくり推進事業（令和2年度～）
いじめの早期発見、適切な事案対処に係る学校の組織的対応力や教員の指導力向上を図るため、教員の研修を行った。

いじめの認知件数の推移（国公立）

小学校

(件)

年度	本 県		全 国	
	認知 件数	1校 あたり	認知 件数	1校 あたり
22	271	0.8	36,909	1.7
23	270	0.8	33,124	1.5
24	414	1.3	117,384	5.5
25	344	1.1	118,748	5.6
26	596	1.9	122,734	5.9
27	614	2.0	151,692	7.4
28	3,853	13.2	237,256	11.7
29	5,658	19.6	317,121	15.7
30	5,670	19.8	425,844	21.3
元	4,840	17.2	484,545	24.4
2	3,804	14.1	420,897	21.4
3	3,879	14.7	500,562	25.7

中学校

(件)

年度	本 県		全 国	
	認知 件数	1校 あたり	認知 件数	1校 あたり
22	467	2.7	33,323	3.1
23	454	2.7	30,749	2.8
24	652	3.8	63,634	5.9
25	548	3.2	55,248	5.2
26	517	3.1	52,971	5.0
27	486	2.9	59,502	5.6
28	1,214	7.4	71,309	6.8
29	1,171	7.3	80,424	7.7
30	1,319	8.1	97,704	9.4
元	1,246	8.1	106,524	10.3
2	921	5.8	80,877	7.8
3	1,176	7.5	97,937	9.5

高等学校

(件)

年度	本 県		全 国	
	認知 件数	1校 あたり	認知 件数	1校 あたり
22	73	0.7	7,018	1.2
23	62	0.6	6,020	1.1
24	112	1.1	16,274	2.9
25	73	0.8	11,039	1.9
26	111	1.2	11,404	2.0
27	120	1.3	12,664	2.2
28	163	1.8	12,874	2.3
29	219	2.4	14,789	2.6
30	241	2.7	17,709	3.5
元	204	2.3	18,352	3.2
2	156	1.8	13,126	2.3
3	140	1.6	14,157	2.5

特別支援

(件)

年度	本 県		全 国	
	認知 件数	1校 あたり	認知 件数	1校 あたり
22	7	0.4	380	0.4
23	5	0.3	338	0.3
24	3	0.2	817	0.8
25	3	0.2	768	0.7
26	1	0.1	963	0.9
27	4	0.2	1,274	1.1
28	7	0.4	1,704	1.5
29	17	0.8	2,044	0.1
30	36	1.7	2,676	2.3
元	30	1.4	3,075	2.7
2	29	1.4	2,263	2.0
3	19	0.9	2,695	2.3

- 平成18年度から：「いじめ」とは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものをいう。
- 平成25年度から：「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
- 平成28年度から：けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

不登校児童生徒数の推移（国公立）

小学校 (人)

年度	本 県		全 国	
	不登校児童数	在籍比	不登校児童数	在籍比
22	200	0.27	22,463	0.32
23	187	0.26	22,622	0.33
24	180	0.26	21,243	0.31
25	197	0.29	24,175	0.36
26	214	0.33	25,864	0.39
27	218	0.35	27,583	0.42
28	252	0.42	30,448	0.47
29	281	0.47	35,032	0.54
30	323	0.55	44,841	0.70
元	358	0.63	53,350	0.83
2	357	0.64	63,350	1.00
3	500	0.92	81,498	1.30

中学校 (人)

年度	本 県		全 国	
	不登校生徒数	在籍比	不登校生徒数	在籍比
22	1,181	2.87	97,428	2.73
23	1,090	2.69	94,836	2.64
24	1,041	2.64	91,446	2.56
25	985	2.56	95,442	2.69
26	975	2.60	97,033	2.76
27	991	2.70	98,408	2.83
28	1,029	2.90	103,235	3.01
29	1,015	2.99	108,999	3.25
30	1,003	3.12	119,687	3.65
元	998	3.21	127,922	3.94
2	1,130	3.74	132,777	4.09
3	1,410	4.71	163,442	5.00

●不登校児童生徒とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病氣」や「経済的理由」による者を除く。）で、30日以上欠席した者」をいう。

4 節 道 徳 教 育

1 道徳教育の指導の方針と事業

一人一人の子どもが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもつことができるよう、「道徳教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実」、「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫」、「郷土を愛する心を育む指導の充実」等について、学校訪問での指導と下記の事業を実施して徹底を図った。

- (1) 学校・家庭・地域が連携を図り、豊かな体験活動の場を児童生徒に提供し、子どもの道徳的実践力の向上を図るため、文部科学省の委託を受け「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」を計画し、指定校として階上町立石鉢小学校・階上町立道仏中学校を定め、特色ある道徳教育の実践、研究を行った。年2回、道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業の研究計画について協議・評価を行う道徳教育推進協議会を開催し、本県児童生徒に命を大切にす心や他人を思いやるなど豊かな心を育成するための諸対策について検討を行い、また、道徳教育パワーアップ協議会において、全県から参加者を募り（73名参加）、研究の成果を広く周知した。
- (2) 教育事務所ごとに、管内の小・中学校教員及び保護者や地域の方々を対象とした「道徳教育研究協議会」を、1日または半日日程を2日間にわたって開催した。研究協議会では、指導案づくりや道徳の授業参観、道徳教育における指導上の諸問題についての協議を行い、これらの問題の解明と教員の資質・能力向上及び家庭や地域との連携に努めた。
- (3) 郷土の先人の伝記や逸話、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材に取り上げた『郷土資料にかかわる実践事例集【小学校編】・【中学校編】』を活用するよう、各学校を指導した。

5節 へき地教育

1 主な事業

(1) 複式学級担任者研修会

趣旨

複式学級担任者に、複式学級の学習指導及び学級経営等について研修させ、指導力の向上を図る。

教育事務所	期 日	会 場
東 青	6月1日(水)	青森市立橋本小学校
西 北	6月24日(金)	五所川原市立三好小学校 ※西北・中南教育事務所の合同開催
中 南		
上 北	6月22日(水)	十和田市立高清水小学校
下 北	6月24日(金)	むつ市立正津川小学校
三 八	6月3日(金)	八戸市立種差小学校

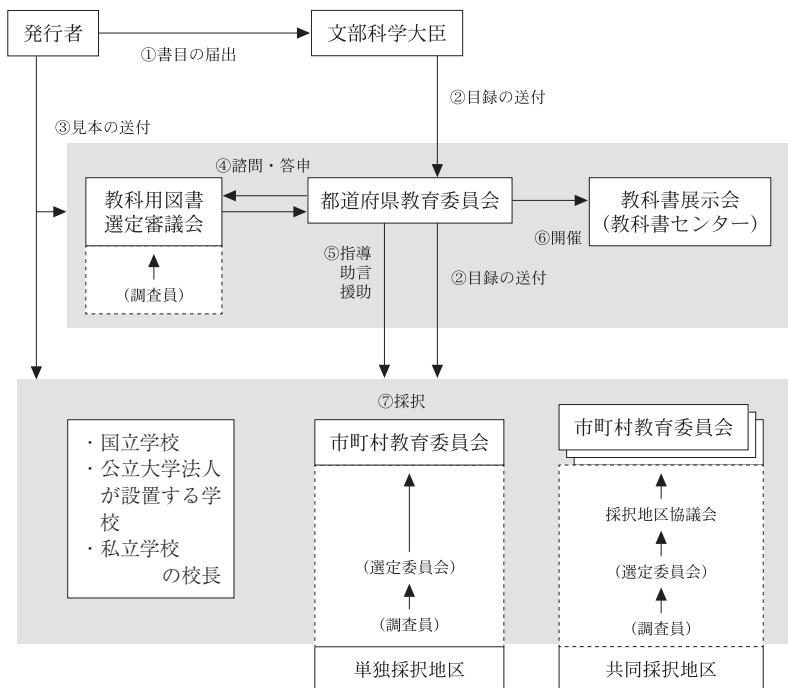
研修内容

- ・授業参観と授業研究会
- ・複式学習指導における指導法及び用語等について
- ・複式学級の学習指導及び学級経営について
- ・教育機器の活用等について

※外国語科の実践例やICT機器を活用した実践例を紹介

6節 教科書採択

1 義務教育諸学校用教科書採択の仕組み



2 採択の権限

教科書を採択する権限は、公立学校では、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会に、また国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校では、その学校の校長にある。

3 義務教育諸学校の教科書採択

小学校、中学校及び特別支援学校（小・中学部）の教科書は、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を除き、4年間は同一の教科書を使用することになっている。

令和4年度は、令和5年度に使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書について採択を行った。

採択に当たっては、諮問機関としての「青森県教科用図書選定審議会」が設置され、教科用図書の採択基準や選定に必要な資料等についての審議がなされ、県教育委員会が答申を受けた。

県教育委員会は、この答申に基づいて市町村の教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行う教科書採択についての指導、助言及び援助を行った。

(小・中学校の教科書検定・採択の周期)

学校種別	年度	H	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R	元	2	3	4	5	6	7	8
		小学校	検定	◎		◎			◎				◎		◎				◎			※	◎	◎					◎			
小学校	採択		△		△			△				△		△				△				※	△	△					△			
小学校	使用開始			○		○			○						○				○				※	○	○	○				○		
中学校	検定		◎	◎			◎						◎				◎				※	◎	◎					◎				
中学校	採択			△	△			△					△		△				△				※	△	△				△			
中学校	使用開始					○				○							○						※	○	○	○				○		

◎検定 △採択 ○使用開始 ※は道徳科

4 教科書展示会

県教育委員会では、翌年度使用する教科書の適正な採択を図るため、県内15の教科書センターで毎年教科書展示会を開催している。令和4年度は、6月1日から土曜日及び日曜日を除いた14日間開催した。

4章 高等学校教育

1節 学校の概況

1 学校数・生徒数

(4.5.1)

区分		学校数			生徒数			
					本科			専攻科
		本校 (中心校)	分校	計	男	女	計	
全 日 制	県立	50	1	51	10,337	10,161	20,498	101
	私立	17	-	17	4,025	3,785	7,810	119
	計	67	1	68	14,362	13,946	28,308	220
定 時 制	県立	9	-	9	423	398	821	-
	市立	-	-	-	-	-	-	-
	計	9	-	9	423	398	821	-
合計		76	1	77	14,785	14,344	29,129	220

2節 施設・設備

1 建物保有状況

令和4年5月1日現在における建物保有面積は、校舎で対前年度比5.23%（25,336㎡）減の458,811㎡、屋内運動場で対前年度比7.70%（9,192㎡）減の110,124㎡となり、また、建物の保有状況を構造別にみると、鉄筋コンクリート・鉄骨造の不燃化構造が校舎で97.1%、屋内運動場で99.7%となっている。

校 舎

学校種別	学校数	面積 ㎡	構造別面積		
			鉄筋	鉄骨・その他	木造
県立高校	54	458,811	400,288	45,382	13,141

屋 内 運 動 場

学校種別	学校数	面積 ㎡	構造別面積		
			鉄筋	鉄骨・その他	木造
県立高校	54	110,124	7,655	102,086	383

2 施設整備状況

令和4年度における高等学校の施設整備は、次の方針に基づいて進めた。

- (1) 安全・安心な教育環境の確保のため、老朽化の解消等に努めるとともに、教育内容の変化に伴う施設の整備等、教育環境の改善を図る。
- (2) 計画的な大規模改修による整備を図る。

(5.3.31)

区 分	学 校 名
校舎等建築調査設計	木造高校等6校
校舎等建築	三沢高校等2校
長寿命化改修等	野辺地高校等3校
大規模改修	弘前工業高校等29校

3 産業教育施設・設備の整備

県立学校の産業教育施設・設備の整備については、科学技術の進歩や産業構造の変化及びそれらに対応した各学校の教育内容に応じて、逐年、整備を進めてきているが、令和3年度末の投資率は施設48.7%、設備68.8%となっている。令和4年度は、次のとおり整備した。

産業教育設備

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 特別装置 | 168,360千円 |
| ② 産業教育設備整備事業 | 273,492千円 |
| ③ 実習船青森丸代船建造 | 1,553,779千円 |

4 教育用コンピュータ

- ・整備校 54校
- ・設備費 348,573千円

5 県立学校校内LAN整備

情報化に対応した学校教育を実現するため、平成12年度より整備を進めており、令和4年度末の整備率は100%となっている。

3節 教育課程

1 令和4年度の教育課程

平成11年3月に改訂された高等学校学習指導要領は、完全学校週5日制の下、各学校が「ゆとり」の中で特色ある教育を展開し、生徒に豊かな人間性や自ら学び自ら考える力などの「生きる力」の育成を図ることを基本的なねらいとして、卒業に必要な修得総単位数を従来の80単位以上から74単位以上に改め、必修科目の設定に当たっては、複数の科目の中から選択的に履修できるようにする選択必修の考え方を基本とし、普通科における必修科目の最低合計単位数を38単位から31単位に縮減した。また、専門学科における専門科目の必修単位数を30単位以上から25単位以上に縮減した。

文部科学省は平成15年12月に「確かな学力」を育成し、「生きる力」をはぐくむという学習指導要領の更なる定着を進め、そのねらいの一層の実現を図るために、学習指導要領の一部改正を行った。そこで、各学校では生徒の多様な興味・関心、進路希望などに応じた教育課程編成に努めた。

なお、平成21年3月9日に現行の高等学校学習指導要領が告示され、教育基本法・学校教育法改正後の新しい教育課程の基準が示された。

「生きる力」をはぐくむという前学習指導要領の基本理念は、現行の学習指導要領においても変わらない。平成21年の改訂は、この「生きる力」の理念の実現のために、これまでの学校現場等での課題を踏まえ、指導面などでの具体的な手立てを確立することを目指すものである。

また、平成30年3月30日に告示された新しい高等学校学習指導要領は、令和4年度から年次進行で実施することとし、令和元年度から従来の「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改めるなど、一部を移行措置として実施している。

2 総履修単位数（特別活動を除く）の設定

全日制の課程における週あたりの授業時数については、引き続き30時間を標準とした上で、これを超えて授業を行うことができることを明確化した。

本県では、全日制高等学校49校中22校（44.9%）が総履修単位数を87単位に設定した。最も多い総履修単位数としては100単位で、弘前南高等学校で設定した。

定時制高等学校においては、尾上総合高等学校が84単位設定し、9校中6校（66.7%）が76単位を設定した。

通信制高等学校においては、北斗高等学校が74単位から86単位を、その他2校が74単位から90単位を設定した。

(1) 全日制

総履修単位数	87	88～90	91～93	94～96	97～99	100～102	103～105	計
普通	10	1	2	4	11	1	0	29校
総合	2	2	0	0	1	0	0	5校
農業	0	0	3	1	0	0	0	4校
工業	5	1	0	0	0	0	0	6校
水産	1	0	0	0	0	0	0	1校
商業	4	0	0	0	0	0	0	4校
計	22	4	5	5	12	1	0	49校

*学年によって異なる履修単位数を設定している高等学校については、令和4年度入学生の単位数で分類している。

(2) 定 時 制

総履修単位数	75	76	77	84	計
普通	1	3	1	0	5校
総合	0	0	0	1	1校
専門	0	3	0	0	3校
計	1	6	1	1	9校

* 3修制等によって異なる履修単位数を設定している高等学校については、最小単位数で分類している。

(3) 通 信 制

北斗高等学校では74～86単位、尾上総合高等学校及び八戸中央高等学校では74～90単位を設定した。

3 総合的な探究(学習)の時間

平成21年度3月の改訂で、「総合的な学習の時間」の教育課程における位置付けを明確にし、各学校における指導の充実を図るため、「総合的な学習の時間」の趣旨等について、総則から取り出し新たに章立てをし、目標が新たに設定された。目標は次の五つの要素から構成されている。

- ①横断的・総合的な学習や探究的な学習を通すこと
- ②自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成すること
- ③学び方やものの考え方を身に付けること
- ④問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てること
- ⑤自己の在り方生き方を考えることができるようにすること

各学校の総合的な学習の時間の目標は、この①から⑤の五つの要素をすべて含み、この時間全体を通して、各学校が育てたいと願う生徒像や育てようとする資質や能力及び態度、学習活動の在り方などを表現したものであることが求められる。

また、平成30年3月の改訂で実施されている「総合的な探究の時間」の目標は、大きく二つの要素で構成されている。一つは、総合的な探究の時間に固有な見方・考え方を働かせて、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を育成するという、総合的な探究の時間の特徴を踏まえた学習過程の在り方である。もう一つは、次の①、②、③として示している、総合的な探究の時間を通して育成することを目指す資質・能力である。

- ①探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解するようにする。
- ②実社会や実生活と自己との関わりから問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- ③探究に主体的・協同的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。

各学校においては、この目標を踏まえ、各学校の総合的な探究の時間の目標を定め、その実現を目指すことが求められている。

各校の「総合的な探究(学習)の時間」では、インターンシップ、ボランティア活動、キャリア教育などを積極的に取り入れることによって生徒が問題の解決や探究的な活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、将来の生き方を考えさせる学習の充実を図ったことがうかがえる。

(1) 全 日 制

すべての生徒が「総合的な探究(学習)の時間」を履修する学校	22校
普通科の生徒は「総合的な探究(学習)の時間」を履修するが、専門学科の生徒は「課題研究」で代替する学校	3校
すべての生徒が「総合的な探究(学習)の時間」を「課題研究」で代替する学校	12校
「総合的な探究(学習)の時間」を1・2単位のみ履修し、不足分を「課題研究」で代替する学校	1校
その他*	10校
計	48校

*青森高等学校では、文系においては「総合的な探究(学習)の時間」を3単位履修している。理系においては「総合的な探究(学習)の時間」を3単位履修し、うち2単位をSS（スーパーサイエンス）科目で代替している。

*弘前実業高等学校ではスポーツ科学科のみ「総合的な探究(学習)の時間」を履修し、他の学科は「課題研究」で代替している。

(2) 定 時 制

すべての生徒が「総合的な探究(学習)の時間」を履修する学校	5校
すべての生徒が「総合的な探究(学習)の時間」を「課題研究」で代替する学校	3校
その他	1校
計	9校

(3) 通 信 制

すべての生徒が「総合的な探究(学習)の時間」を履修する学校	3校
計	3校

4 学校設定科目

学習指導要領では、各学校において、特色ある教育課程の編成に資するよう、学習指導要領で定める教科・科目以外にも、各学校で独自に学校設定教科・科目を開設できるとしている。

令和4年度は、全日制高等学校49校中46校（93.9%）が、定時制高等学校においては9校中5校（55.6%）が学校設定科目を導入して特色ある教育課程の編成に取り組んでいる。

学校設定科目を最も多く設定した学校は青森東高等学校（7教科22科目）であった。

学校設定科目を（1科目以上）設定した学校数

	令和4年度
全 日 制	46校
定 時 制	5校
通 信 制	1校
計	52校

5 普通高等学校における専門科目の設定

学習指導要領では、普通科において職業科目の開設を増やし、生徒の選択の幅を拡大するなど、それぞれの学校や生徒の実態に一層対応した教育課程の編成を求めている。

令和4年度全日制普通高等学校（29校）の普通科において専門教育に関する教科・科目を開設した学校は12校（41.4％）で、定時制普通高等学校（5校）の普通科においては4校の学校が開設した。また、通信制高等学校はすべての学校が専門科目を設定した。

(1) 全日制 *専門科目を設定した12校の科目内訳

設定科目	商業科目	家庭科目	情報科目	体育科目	福祉科目	英語科目
校数	9	7	3	1	1	1

(2) 定時制 *専門科目を設定した4校の科目内訳

設定科目	商業科目	家庭科目
校数	2	3

(3) 通信制 *専門科目を設定した3校の科目内訳

設定科目	商業科目	家庭科目
校数	2	3

6 2学期制

完全学校週5日制のもと、授業時数の確保のため2学期制を実施する学校がほぼ半数を超えたこともあったが、近年では生徒や地域の実情から3学期制へ戻す学校が増加した。

令和4年度に2学期制を実施した学校

	令和4年度	昨 年 比
全日制	6校	+1校
定時制	5校	0校
通信制	3校	0校
計	14校	+1校

7 単位時間の設定

令和4年度は、全日制高等学校49校中48校（98.0％）が1単位時間50分を設定した。

定時制高等学校においては、すべての学校が45分を設定した。

(1) 全日制

1単位時間	45分	50分
校数	1	48
(昨年度比)	0	-5

(2) 定時制

1単位時間	45分
校数	9
(昨年度比)	0

4節 学 習 指 導

1 学習習熟度別指導

能力・適性・進路等の多様化した生徒に対し、一人一人を尊重して個性の伸張を図るため、各教科・科目の指導にあたって、その学習内容の習熟の程度などに応じて、弾力的な学級の編成を工夫して行った。

特に学習習熟度の差が大きくなりやすい数学、英語等の教科・科目において、全日制普通高等学校29校中18校で習熟度別学級編成で指導した。

*学習習熟度別指導を行っている学校数（全日制）

教科・科目	国語	公民	数学	理科	英語	簿記	会計・原簿計算	情報処理等	その他
普通	4	0	18	4	13	1	1	0	4
総合	0	0	3	1	2	0	0	0	0
農業	1	0	0	0	0	0	0	0	0
工業	0	0	4	0	3	0	0	0	1
水産	0	0	0	0	0	0	0	0	0
商業	0	0	2	0	1	3	3	2	1
計	5	0	27	5	19	4	4	2	6

2 「評価規準」・「シラバス」の作成

各学校が生徒の実態に即した観点別評価規準の整備に努めた。

また、能力・適性・進路等の多様化した生徒に対し、一人一人の生徒が中学校の学習内容及び学習活動から高等学校の学習内容及び学習活動にスムーズに移行できるように、各学校ではシラバスを作成して活用した。

シラバスは、全日制高等学校では45校（91.8%）が作成し、定時制高等学校では8校（88.9%）で作成し、活用した。

	令和3年度まで作成済み	令和4年度作成予定	なし	計
全日制	45	0	4	49
定時制	8	0	1	9
通信制	3	0	0	3
計	56	0	5	61

5節 生徒指導

1 現 状

(1) 中途退学の状況

令和3年度に本県公立高等学校を中途退学した生徒は、235名（前年度から74名増加）であった。在籍者数に対する比率は1.0%（前年度より0.3%増加）であった。

本県公立・私立高等学校について、中途退学にいたった理由としては、「進路変更」が最も多く、次いで「学校生活・学業不適応」となっている。

(2) いじめの状況

公立高等学校におけるいじめの認知件数は、令和3年度は105件となっており、前年度より30件減少している。高等学校入学後の適応指導や人間関係を育む取組など、いじめが起きない環境づくりが今後とも必要である。

(3) 暴力行為の状況

公立高等学校における暴力行為の発生件数は、令和3年度は22件で、前年度より13件減少している。

2 対 策

(1) 生徒指導の推進について

生徒指導推進要綱に基づき、各校においては次のような取組を推進している。

- ① それぞれ自校の生徒指導上の課題を明確にし、ホームルーム、学年、生徒指導部等において、実践事項について共通理解をもって指導にあたっている。
- ② 生徒一人一人について、その状況の把握に努めながら内面の理解を進めるとともに、個に応じた適切な指導を行っている。
- ③ 教員との信頼関係や生徒相互の好ましい人間関係を基盤としたホームルーム作りに取り組んでいる。

また、生徒がよりよい学校生活を築いていけるよう生徒会活動の充実を図るとともに、勤労体験、奉仕活動などの体験的活動の導入に積極的に取り組んでいる。

- ④ 家庭訪問や地区PTAの開催などを通して、保護者との連携強化に努めるとともに、地域の関係機関との連携を深めるよう取り組んでいる。

(2) 県教育委員会の施策

① 学校間及び関係機関・団体との連携・協力の推進

○高等学校及び特別支援学校生徒指導主事研究協議会（昭和49年度～）

高等学校及び特別支援学校における生徒指導上の諸課題とその対策について各校生徒指導担当者による研究協議を行い、各校の生徒指導の充実に資する。

② 教育相談体制の充実

○高等学校へのスクールカウンセラー派遣事業

生徒の臨床心理に関して高度で専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを、学校の要請に応じて派遣し、教員では対応しきれない複雑な事例等に関して、生徒及びその保護者に対してカウンセリングやアドバイスを行う。

③ 教員研修の実施

- 学校不適応への適切な対応を図る不登校対策研修講座の実施（平成2年度～）
- カウンセリングの技法を身に付ける研修講座の実施（平成30年度～）
- 「初任者研修、中堅教諭等資質向上研修（前・後期）」における生徒指導分野の充実

④ その他

- ネット安全利用啓発リーフレット「インターネットでキズつけない！キズつかない！」の活用

6節 道徳教育

1 学校の取組

各学校では、学校教育全体を通して道徳教育を進めているが、とりわけ人間としての在り方生き方に関する指導に深く関わる、公民科などの教科・科目、及びホームルーム活動をはじめとする特別活動において、生徒の道徳的実践力の育成を図っている。

また、地域におけるボランティア活動や社会奉仕体験活動を、生徒の道徳的実践の機会としてとらえ、生徒の参加について積極的に推進している。

2 安心できる学校づくり研修会

いじめの早期発見、事案対処に係る学校の組織的対応力や教員の指導力の向上を図るとともに、児童生徒が主体となったいじめ防止活動が継続的に行われる環境づくりを推進すること等を目的として、県内の高等学校及び特別支援学校の教員を対象とする研修会を企画した。新型コロナウイルス感染症の影響により、集合形態での研修会は中止としたが、対象校に研修資料を配布し、いじめ防止等の取組やSOSの出し方に関する教育に係る取組等、各学校において道徳教育が推進されるよう働きかけを行った。

3 高等学校における道徳教育講座

県内の県立高等学校及び特別支援学校の教員を対象とした研修会を実施し、高等学校における道徳教育の推進に関する講義や協議を通して、人間としての在り方生き方についての考えを深める道徳教育の在り方について学ぶとともに、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育や道徳教育推進教師を中心とした全教師による協力体制の充実につなげるよう働きかけを行った。

7節 進路指導

1 高等学校進路指導主事研究協議会

高等学校における進路指導の諸課題について研究協議を行い、本県高等学校のキャリア教育・進路指導の充実を図るため、次のとおり高等学校進路指導主事研究協議会を開催した。

- (1) 参加者 78名（県立高等学校 61名、私立高等学校 17名）
- (2) 内容
 - A 説明 ・所管事業について
・令和4年3月卒業生の大学等進学状況等について
 - B 講演 「キャリア・パスポートの効果的な活用について」
 - C 研究協議 「キャリア・パスポートの自校での活用」及び「新型コロナウイルス感染症の影響の中で、進路指導において工夫した取組」

2 仕事力養成推進事業

- (1) 目的
自立した社会人・職業人の育成や就職した後に職場で活躍できる実力（仕事力）を養成するため、3年間の高校教育を見通した系統的な人づくり教育を推進する。
- (2) 内容
啓発的体験活動であるインターンシップ等を核に、望ましい職業観・勤労観の育成にむけた取組やビジネスマナーの向上など、各学校が現在取り組んでいる活動を再構築した企画を支援した。
- (3) 体験（インターンシップ等）
 - A 実績 13校 1,004人
 - B 助成内容 体験記録集の作成経費補助、受入事務所との通信連絡費補助
- (4) 演習（ビジネスマナー講習会等）
 - A 実績 16校 のべ2,063人
 - B 助成内容 講師謝金及び講師旅費

3 長期企業等派遣研修

- (1) 目的
 - ・企業が求める人材を学校全体で共有し、学校経営にいかす。
 - ・企業が求める人材や企業の人材活用の視点を取り入れた学校経営を他校へ波及させる。
- (2) 内容
県立高等学校の教諭1名を、1年間八戸商工会議所に派遣した。

4 長期企業研修出前講座

- (1) 目的
高校生が将来、社会人・職業人として自立できるような職業観・勤労観を育成する。
- (2) 実績
県立高等学校において、実施した。
- (3) 内容
18年度・19年度の企業スピリッツ研修、平成22～令和3年度長期企業等派遣研修派遣教員や受入企業担当者等が、高校生に直接語りかける授業やパネルディスカッション等により、企業の実際を高校生へ伝える。

5 高校生の就職総合支援プロジェクト事業「キャリア形成講座・研修会」

(1) 目的

高校生が職業人として必要な能力を身に付けるとともに、就職に対する意識を高めることにより、就職内定率の向上を図る。

(2) 概要

危険物取扱者、簿記などの就職に有利となる資格取得対策のための講座実施の支援や、コミュニケーション能力、ビジネスマナー等の社会人基礎力向上等に係る研修会実施の支援。

(3) 実績

- ・講座 25校53講座 1,366名
- ・研修会 9校10講座 533名

6 高校生の就職総合支援プロジェクト事業「介護員養成講習会」

(1) 目的

介護員養成講習会を実施し、介護・福祉分野への就職を支援する。

(2) 内容

「介護職員初任者研修課程」講習会を業務委託により青森、弘前、八戸、五所川原、三沢、むつの県内6地区で開催した。

(3) 実績

72名が資格取得

7 高校生の就職総合支援プロジェクト事業「先進技能習得研修」

(1) 目的

専門学科（農業、水産、工業、商業、家庭、看護、福祉）の生徒のより高度な資格取得や先進技能習得に向けた指導に対応できるよう、教員の研修等を支援する。

(2) 内容

高度な資格（プログラミング学習、プレス機械作業）取得の指導や先進技能習得の指導に向けた研究機関等の研修機関へ教員を派遣する。

(3) 実績

- ・先進技能習得研修 9校の教員が9研修会に参加

8 高校生の就職総合支援プロジェクト事業「県内企業理解促進プログラム」

(1) 目的

県内の高校の生徒、教員及び保護者が県内企業の訪問や企業採用担当者等との交流会等とおして、高校と県内企業の相互理解をし、県内で働き生活することへの理解を深める。

(2) 内容

各地区において高校生、教員、保護者対象の「企業見学会」の実施。

(3) 実績

- ・企業見学会 県内6地区で計9回実施した。

9 進学力パワーアッププログラム

(1) 目的

高等学校教員の進学指導力の向上と保護者の意識啓発を図るために各校が実施する事業を支援する。

(2) 実績

学校から提出された事業計画書を審査の上、20校程度の実施校を決定し、実施。

(3) 内容

入試問題研究、高校と大学の連携を深めるための大学模擬講義・小論文の指導法の研究・大学見学等。

令和4年度進学力を高める高校支援事業「進学力パワーアッププログラム」実施内容

NO	学 校 名	事 業 名
1	青森西高校	2022年度 全学年合同大学研究
2	青森東高校	小論文指導充実のための対策事業
3	青森北高校	青北学力向上冬季学習
4	青森南高校	Hello World研修-世界の国々、こんにちは
5	八戸東高校	新たな時代を創造し力強く生きるための学びの土台作り
6	八戸北高校	大学講師による模擬講義
7	八戸西高校	生徒が大学について学ぶためのオープンキャンパス参加
8	五所川原高校	課題研究の充実による理数科生徒の進学力向上
9	木造高校	木高キャリア向上プログラム～大学魅力発見プロジェクト～
10	野辺地高校	令和4年度 野辺地高校 大学研究プログラム
11	七戸高校	授業法改善・研究のための教員研修会
12	百石高校	親子で目指す進路達成プロジェクト
13	六ヶ所高校	大学生とカタル！カタリバ！
14	三本木高校	英語指導法研究協議会
15	田名部高校	教科指導力向上事業 育てる視点-教え方のコツ-
16	五所川原農林高校	大学進学を目指す農業高校生のためのバスツアー
17	三本木農業高校	大学の魅力を知って進学意欲を高めよう
18	五所川原工科高校	わくわく進学プロジェクト
19	青森商業高校	小論文講座
20	青森高校	最難関大学志望者合同進学合宿
	弘前高校	
	八戸高校	

10 医師を志す高校生支援事業

(1) 目的

本県の医師不足を解消するために、高校生に医師への志を育てるとともに、高い志望を持続させ、医学部医学科に合格するための実力を養成し、受験者層の拡大を図り、合格者の増加を目的とする。

(2) 内容

医師を目指す本県高校生に対して、県内3地区（青森・弘前・八戸）に拠点校を設置し、地区ごとに学校が主体となり、学力向上セミナー・教員対象プログラムを実施する。

ア 生徒対象セミナー

対象：高校1～3年生及び教員

講師：予備校講師等

実施回数：各地区各学年で年2回程度（1回あたり2日間日程）実施

参加人数：1回あたり各学年生徒約100名 教員約10人

イ 教員対象プログラム

対象：教員

内容：県内教員40名を研修セミナーに派遣する。

※県健康福祉部医療業務課と連携事業

ア 外科手術体験セミナー

外科医師及び医学生と外科手術の模擬体験をするセミナーを開催。

実施回数：1回

対象：県内の高校生

イ 医師による講演会（ドクタートーク）

県内で活躍する医師による講演の開催。

実施回数：6回

対象：県内の高校生

8節 産 業 教 育

県産業教育審議会は県教育委員会に平成元年5月30日「本県の県立高等学校における水産に関する教育の在り方について」答申し、水産業の動向や高度技術化、情報化などの進展に対応しうる人材の養成を目指す水産教育の推進について提言した。

県教育委員会では、この答申を受けて、水産に関する教育の充実について検討を進め、平成元年11月に平成2年度から3年間で行う学科再編計画を決定した。これに対応するため、施設・設備の充実を図るとともに、コンピュータ等を利用した航海技術、栽培漁業技術及び水産食品製造技術等の指導者養成のため、内地留学生派遣、産業教育技術研修などを実施している。

また、同審議会は、県教育委員会に平成元年11月7日「本県の県立高等学校における商業、家庭及び看護に関する教育の在り方について」答申し、経済生活全般にわたるサービス経済化、国際化や情報化の進展に対応しうる商業技術者の育成と、核家族化や女性の職場動向及び高齢化、情報化、国際化などの進展に対応しうる人材の養成を目指す家庭、看護教育の推進についても提言した。

県教育委員会では、この答申を受けて、平成3年度から3年間で学科再編成などを実施するとともに、施設・設備の充実を図り、サービス経済化、国際化や情報化に対応する指導者の養成のため、内地留学生派遣、産業教育技術研修などを行った。

さらに、平成6年11月29日に、新たに「本県の県立高等学校における農業、工業及び看護教育の在り方について」諮問を行い、平成8年7月24日に同審議会より答申を受け、各教育施策を展開してきた。

その後、県教育委員会では、県立高等学校教育改革第1次実施計画、第2次実施計画、第3次実施計画（平成21～29年度）を策定し、この計画のもと、特色ある学科・コース等の整備・充実等を図った。

また、平成29年7月には「青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画」を策定し、各地区の産業構造や今後の産業振興の方向性を踏まえ、農業科、工業科、商業科等の各学科における高度な知識・技能を身に付けた専門的職業人の育成に積極的に取り組むことができるよう県立高等学校の適正な学校規模・配置や学科・コース等の改編・整備等を進めている。

9節 定 時 制 ・ 通 信 制 教 育

1 定 時 制 教 育 の 現 状

令和4年3月中学校新規卒業者のうち、定時制高等学校への進学者は264人で、昨年度から21人の増加となった。これを県内・県外別にみると、県内においては20人の増加、県外においては1人の増加となっている。

また、県内定時制高等学校への令和4年度における入学者数は298人で、昨年度より27人増加した。

(1) 県内中学校卒業者のうち定時制進学者の推移

区分	24・3	25・3	26・3	27・3	28・3	29・3	30・3	31・3	R2・3	R3・3	R4・3
県内	315	337	332	303	283	279	234	247	258	242	262
県外	9	7	4	1	3	3	3	4	1	1	2
計	324	344	336	304	286	282	237	251	259	243	264

(2) 県内定時制高等学校入学者の推移

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
355(352)	364(357)	370(367)	325(316)	303(303)	305(305)	265(265)	270(270)	279(279)	271(271)	298(298)

※（ ）内は、単位制高等学校への進学者数である。

2 定時制教育の振興

平成4年度に北斗高等学校及び八戸中央高等学校に単位制を導入し、平成6年度には両校に昼間部を設置、さらに、平成9年度からは、単位制以外の定時制高等学校の修業年限を「4年」から「3年以上」に弾力化した。

また、平成11年度には尾上総合高等学校定時制課程を設置するなど、定時制教育の活性化に努めてきた。

このほか、本県定時制教育の振興策として、次の事項に努力している。

- (1) 施設・設備などの教育環境整備はもとより、魅力ある教育内容を取り入れるとともに、定時制高等学校の適正配置についても見直しを図り、定時制教育の振興に努力する。
- (2) 中学校における定時制高等学校への進学を含めたきめ細かな進路指導の徹底を図るとともに、県内産業・経済界に対し、定時制教育への理解を得られるよう働きかける。

3 通信制教育の現状と振興

令和4年度入学者は246人で、前年度比26人増となっている。

また、令和3年度中（令和4年3月まで）の卒業者は、259人である。

生徒の多様なニーズに対応し、学習条件のより一層の充実を図るため、平成25年度から北斗高等学校、尾上総合高等学校、八戸中央高等学校に通信制の課程を設置している。

(1) 入 学 生 徒 数

年 度 学校名	29年度		30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
北 斗 高 等 学 校	20	31	13	38	9	31	15	22	19	33	22	34
八 戸 中 央 高 等 学 校	15	31	11	23	24	42	18	25	25	34	29	24
尾 上 総 合 高 等 学 校	9	9	14	13	13	24	18	25	13	26	25	31
青 森 山 田 高 等 学 校	22	16	23	34	23	32	25	34	14	10	10	16
東 奥 学 園 高 等 学 校	4	9	4	9	7	5	8	11	5	9	6	18
五 所 川 原 第 一 高 等 学 校	3	11	10	11	9	7	8	13	13	19	12	19
計	73	107	75	128	85	141	92	130	89	131	104	142

(2) 卒 業 者 数

年 度 学校名	28年度		29年度		30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
北 斗 高 等 学 校	14	27	16	29	14	20	11	34	7	24	14	30
八 戸 中 央 高 等 学 校	8	24	13	27	12	17	13	29	10	20	21	28
尾 上 総 合 高 等 学 校	7	13	8	17	3	9	8	9	12	15	10	17
青 森 山 田 高 等 学 校	65	69	53	55	49	64	35	46	28	58	38	31
東 奥 学 園 高 等 学 校	16	11	10	16	11	7	10	10	10	12	10	8
五 所 川 原 第 一 高 等 学 校	8	22	13	24	19	18	6	29	21	27	23	29
計	118	166	113	168	108	135	83	157	88	156	116	143

10節 文化活動支援

1 青森県高等学校総合文化祭

県内高等学校の文化部活動の総合的な発表の場である第43回青森県高等学校総合文化祭が、「届け 皆の思い 結び 伝える 未来への糸」をテーマに、中・東北地区を中心に行われ、延べ2,698人の高校生が参加した。

主催：青森県高等学校文化連盟、青森県教育委員会

令和4年度 第43回青森県高等学校総合文化祭日程及び会場

部 門	実施の有無	日程	会場	代替審査会等	一般公開の有無
演 劇	実 施	10/26～29	八戸市公民館 〒031-0075 八戸市内丸一丁目1-1 ☎0178-45-1511	-	一般公開あり
合 唱	実 施	10/9	弘前市市民会館 〒036-8356 弘前市下白銀町1-6 ☎0172-32-3374	-	一般公開あり
吹奏楽	実 施	10/7～8	弘前市市民会館 〒036-8356 弘前市下白銀町1-6 ☎0172-32-3374	-	一般公開なし
器楽・ 管弦楽	実 施	10/23	青森明の星中学・高等学校 〒030-0961 青森市浪打二丁目6-32 ☎017-741-0121	-	一般公開あり
日本音楽	実 施	10/23	青森明の星中学・高等学校 〒030-0961 青森市浪打二丁目6-32 ☎017-741-0121	-	一般公開あり
郷土芸能	実 施 ※内容変更	-	-	録画映像による審査	一般公開なし
マーチングバンド・ バトントワリング	実 施	10/7	弘前市市民会館 〒036-8356 弘前市下白銀町1-6 ☎0172-32-3374	-	一般公開なし
美 術	実 施	10/7～9	弘前市総合学習センター 〒036-8085 弘前市末広4-10-1 ☎0172-26-4800	-	一般公開あり
書 道	実 施	12/16～18	東奥日報新聞ビルNewsホール 〒030-0801 青森市新町二丁目2-11 ☎017-718-1135	-	一般公開あり
写 真	実 施	10/7～9	青森県武道館 〒036-8101 弘前市豊田2-3 ☎0172-26-2200	-	一般公開あり
放 送	実 施	10/29～30	弘前市総合学習センター 〒036-8085 弘前市末広4-10-1 ☎0172-26-4800	-	一般公開あり
囲 碁	実 施	10/8	青森県りんご会館 〒036-8093 弘前市城東中央3-9 ☎0172-27-6006	-	一般公開あり
将 棋	実 施	10/22～23	弘前市立観光館 〒036-8356 弘前市下白銀町2-1 ☎0172-37-5501	-	一般公開あり
弁 論	実 施	10/23	青森県総合社会教育センター 〒030-0111 青森市荒川藤戸119-7 ☎017-718-1135	-	一般公開なし
小倉百人一首 かるた	実 施	10/22	五所川原市中央公民館 〒037-0016 五所川原市一ツ谷504-1 ☎0173-35-6056	-	一般公開あり
文 芸	実 施	10/7～8	弘前市立百石町展示館 〒036-8035 弘前市百石町3-2 ☎0172-31-7600	-	一般公開あり
青少年 赤十字	実 施	10/22	東奥義塾高等学校 〒036-8124 弘前市石川長者森61-1 ☎0172-92-4111	-	一般公開なし
自然科学	実 施	10/22	青森県立弘前高等学校 〒036-8214 弘前市新寺町1-1 ☎0172-32-0251	-	一般公開あり
国際理解	実 施	10/22	青森県総合社会教育センター 〒030-0111 青森市荒川藤戸119-7 ☎017-718-1135	-	一般公開あり

2 文化芸術による子供育成総合事業

小学校・中学校等において一流の文化芸術団体による公演を行い、優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供することにより、子供たちの発想力やコミュニケーション能力の育成を図り、将来の芸術家の育成や国民の芸術鑑賞能力の向上につなげる。

主催：文化庁

(1) 巡回公演事業

小学校・中学校等において一流の文化芸術団体による巡回公演を行い、優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供することにより、子供たちの発想力やコミュニケーション能力の育成を図り、将来の芸術家の育成や国民の芸術鑑賞能力の向上につなげることを目的とした事業。

分野	公演団体名	実施日	実施校
オーケストラ等	仙台フィルハーモニー管弦楽団	令和4年9月6日	平内町立小湊小学校
演劇	劇団俳小	令和4年6月1日	野辺地町立若葉小学校
演劇	劇団俳小	令和4年6月2日	平内町立山口小学校
演劇・ミュージカル	劇団ポブラ	令和4年9月1日	南部町立南部中学校
バレエ	小林紀子バレエシアター	令和4年10月12日	平川市立碓ヶ関小学校
バレエ	小林紀子バレエシアター	令和4年10月13日	平川市立金田小学校
歌舞伎・能楽	公益財団法人鎌倉能舞台	令和4年9月13日	三沢市立おおぞら小学校
歌舞伎・能楽	公益財団法人鎌倉能舞台	令和4年9月15日	五戸町立五戸小学校
合唱	東京合唱協会	令和4年9月27日	平川市立竹館小学校
演劇・児童劇	劇団風の子	令和4年7月8日	むつ市立奥内小学校

(2) 芸術家の派遣事業

小学校・中学校等に個人又は少人数の芸術家を派遣し、講話、実技披露、実技指導（以下「講話等」という。）を実施することにより、子供たちの豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造に資することを目的とした事業。

分野	講師名	実施日	実施校
音楽・管楽器	小川正毅	令和4年7月5日	十和田市立南小学校
伝統芸能・その他	室谷昭廣	令和4年10月20日	青森市立高田小学校
音楽・弦楽器	沖澤直子	令和4年7月15日	青森市立佃中学校
音楽・弦楽器	沖澤直子	令和4年7月14日	青森市立南中学校
音楽・弦楽器	沖澤直子	令和4年7月15日	青森市立新城中学校
演劇・現代劇	田野邦彦	令和4年9月14日	六ヶ所村立南小学校
音楽・弦楽器	山崎輝子	令和4年8月30日	弘前市立岩木小学校
音楽・弦楽器	山崎輝子	令和4年9月8日	弘前市立桔梗野小学校
音楽・弦楽器	山崎輝子	令和4年9月28日	弘前市立自得小学校
音楽・弦楽器	山崎輝子	令和4年6月22日	弘前市立新和中学校
音楽・弦楽器	山崎輝子	令和4年9月5日	弘前市立裾野小学校
音楽・弦楽器	山崎輝子	令和4年10月4日	弘前市立石川小学校
音楽・弦楽器	山崎輝子	令和4年10月5日	弘前市立石川中学校
音楽・弦楽器	山崎輝子	令和4年9月28日	弘前市立相馬中学校
音楽・弦楽器	山崎輝子	令和4年10月3日	弘前市立朝陽小学校

3 県域文化団体への助成

団体名	補助金額(千円)	補助対象事業の内容
青森県高等学校文化連盟	891	全国・東北大会派遣費等

4 子供のための文化芸術鑑賞・体験再興事業

新型コロナウイルス感染症の影響下において、学校内外で子供たちが文化芸術の鑑賞や体験・修得をする機会が多く失われているため、学校等において実演芸術等をはじめとする多様な文化芸術の鑑賞・体験が享受できる機会を提供する。

(1) 学校による提案型

学校が希望するアーティストや芸術団体等による鑑賞・体験教室の開催

分野	団体名	実施日	実施校
伝統芸能・能楽	株式会社影向舎	令和4年6月30日	県立木造高等学校
音楽・弦楽器	有限会社ムジカトウキョウ	令和4年6月28日	八戸市立南郷小学校
音楽・弦楽器	有限会社ムジカトウキョウ	令和4年6月30日	八戸市立高館小学校
演劇・現代劇	柿食う客	令和4年12月6日	県立八戸東高等学校
演劇・その他	株式会社劇団影法師	令和4年9月20日	八戸市立鮫小学校
音楽・声楽	藤原歌劇団合唱部	令和5年2月20日	十和田市立三本木中学校

11節 高等学校入学者選抜

令和5年度高等学校入学者の選抜は、次のように実施した。

区分：全日制及び定時制

選抜の名称	期 日	選抜の内容	時 間
入学者選抜	3月7日 (追検査：3月15日)	学力検査 (国語・英語・数学・社会・理科)	国語、英語は50分 その他の教科は45分 ※追検査については国語、英語は45分、その他の教科は40分
再 募 集	3月22日	学力検査 (国語・英語・数学・社会・理科)	学力検査は5教科をまとめて50分 その他は学校独自に定める

令和5年度 県立高等学校入学者選抜まとめ

1 全日制の課程

大 学 科	募 集 人 員	併設型進学		入学者選抜			再 募 集			合 格 者 数 計
		希 望 者 数	進 学 者 数	出 願 者 数	受 検 者 数	合 格 者 数	出 願 者 数	受 検 者 数	合 格 者 数	
普 通	3,960	80	80	3,883	3,795	3,580	36	36	27	3,687
普通・理数	200	-	-	148	147	148	6	6	6	154
農 業	490	-	-	348	324	321	3	3	2	323
工 業	980	-	-	917	895	877	17	17	13	890
商 業	600	-	-	578	569	561	3	3	3	564
水 産	105	-	-	42	35	35	0	0	0	35
家 庭	120	-	-	108	105	108	4	4	4	112
看 護	40	-	-	38	37	35	3	3	2	37
外 国 語	40	-	-	37	37	40	0	0	0	40
体 育	120	-	-	126	124	118	0	0	2	120
表 現	30	-	-	24	24	28	0	0	0	28
総 合	640	-	-	604	600	569	0	0	0	569
総 計	7,325	80	80	6,853	6,692	6,420	72	72	59	6,559

2 定時制の課程

大 学 科	募 集 人 員	併設型進学		入学者選抜			再 募 集			合 格 者 数 計
		希 望 者 数	進 学 者 数	出 願 者 数	受 検 者 数	合 格 者 数	出 願 者 数	受 検 者 数	合 格 者 数	
定 普 通	360	-	-	252	225	215	4	4	3	218
定 工 業	0	-	-	0	0	0	0	0	0	0
定 総 合	120	-	-	73	56	57	4	2	2	59
定 時 制 計	480	-	-	325	281	272	8	6	5	277

令和5年度青森県立高等学校入学者選抜学力検査教科別得点一覧表（全受検者）

得点区分	国 語		社 会		数 学		理 科		英 語	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
100	1	0.0	5	0.1	14	0.2	3	0.0	1	0.0
90～99	168	2.4	241	3.5	166	2.4	71	1.0	227	3.3
80～89	1043	15.0	678	9.7	678	9.7	353	5.1	680	9.8
70～79	1933	27.7	1043	15.0	1104	15.8	738	10.6	789	11.3
60～69	1749	25.1	1155	16.6	1199	17.2	1081	15.5	842	12.1
50～59	1115	16.0	1212	17.4	1073	15.4	1348	19.3	933	13.4
40～49	585	8.4	1050	15.1	824	11.8	1370	19.7	992	14.2
30～39	224	3.2	762	10.9	658	9.4	1072	15.4	1039	14.9
20～29	105	1.5	505	7.2	587	8.4	638	9.2	890	12.8
10～19	37	0.5	270	3.9	467	6.7	258	3.7	507	7.3
0～9	7	0.1	46	0.7	197	2.8	35	0.5	67	1.0
0（再掲）	0	0.0	2	0.0	7	0.1	0	0.0	3	0.0
受 検 者 数	6967	100.0	6967	100.0	6967	100.0	6967	100.0	6967	100.0
平 均 点	65.9	—	55.7	—	53.6	—	50.6	—	50.6	—
標 準 偏 差	14.9	—	20.3	—	22.5	—	18.2	—	22.5	—
最 高 点	100	—	100	—	100	—	100	—	100	—
最 低 点	6	—	0	—	0	—	2	—	0	—
前年度平均点	67.5	—	55.6	—	53.1	—	56.9	—	54.0	—

令和5年度青森県立高等学校入学者選抜学力検査教科別得点一覧表（全受検者）

得点区分	項 目 得 点	
	人数	%
100	0	0.0
90～99	0	0.0
80～89	0	0.0
70～79	17	21.8
60～69	15	19.2
50～59	13	16.7
40～49	10	12.8
30～39	12	15.4
20～29	8	10.3
10～19	2	2.6
0～9	1	1.3
0（再掲）	0	0.0
受 検 者 数	78	100.0
平 均 点	51.6	—
標 準 偏 差	18.3	—
最 高 点	79	—
最 低 点	8	—
前年度平均点	53.5	—

12節 ドリカム人づくり推進事業

この事業は、「人づくり」を目指した活力あふれる学校づくりを推進するため、児童・生徒の夢実現に向け、児童・生徒のアイデアを取り入れ、向上心や学ぶ意欲などチャレンジする心をはぐくむ事業を企画・展開する県立学校を、「ドリカム人づくり推進事業」推進校に指定するものである。

1 事業の概要

- (1) 各学校が、生徒や地域の実態、学校の課題等を踏まえ、生徒のアイデアを取り入れプランを企画・立案し、書類審査とプレゼンテーションにより推進校を決定する。
- (2) 1校あたりの経費については、50万円以内とする。

2 令和4年度事業実績

校種	学校数
高等学校	15校
特別支援学校	5校
計	20校

3 主な事業例

- ・各科の特性を生かし、生徒の創造的な発想から地域社会に貢献できるオリジナル商品の開発
- ・計画立案、準備、調査、情報収集を生徒自らがを行い、地域生活と社会体験を深めていく活動の実施
- ・演劇、芸術、ものづくり、各校の特色を生かした取組

13節 持続可能な地域づくり「あおり創造学」プロジェクト事業

この事業は、意欲的に郷土学習等を行い、教科横断的で協働的な体験を通して、青森県への誇りと意欲的な学びの姿勢、積極的に小・中学校及び地域に情報発信する力を育むとともに、県内定着を促進し、持続可能な青森県を創造できる人財の育成を図るものである。

○「あおり創造学」による魅力発信・地域課題解決プログラム

1 事業の概要

- (1) 県立高校全校の全生徒が、高校生活の中で、地域資源や人財を活用して、総合的な探究の時間等において、高校の所在地域及び自身の居住地域等について理解を深める学習「あおり創造学」に取り組む。
- (2) 地域と協力しながら、生徒一人一人が「ふるさとあおり」への愛着や誇り、夢を抱き未来に向かって挑戦する意欲の醸成に取り組み、その成果を小・中学校及び地域に発信する。
- (3) 1校当たりの経費は75万円以内とする。
- (4) 「あおり創造及び総合的な探究の時間」教員研修協議会を年4回開催し、各校で中心となる教員への支援及び情報共有を図る。

- (5) 「あおり創造学」公式ホームページ及び各校のホームページの作成、成果発表会の実施等により、成果を地域等に発信する。

2 令和4年度事業実績

推進校 高等学校 26校

3 主な取組例

- ・学校周辺の歴史や文化に関する学習により、郷土の魅力に気づきや郷土に対する愛着を醸成し、地域観光におけるおもてなしなどの実践的な体験を通じて、地域課題の理解と解決方法を探究する活動を実践した。
- ・地域課題を把握するため、学校所在地の自治体等に連絡し、聞き取り調査などにより把握した上で、地域の産業や環境問題について理解を深める探究活動を実践した。
- ・地域産業である農業に着目し、最新の農業技術を地域企業や関連団体との連携により理解するとともに、将来、地域モデルとして活用できるか模索しながら、新規就農者や後継者不足の解決できるよう取り組んだ。

○県内定着に向けた就職支援員配置プログラム

1 事業の概要

- (1) 県内就職を希望する生徒の雇用を確保し、県内就職に関する情報提供や進路相談及び学校と企業の相互理解のためにコーディネートを年間をとおして行うことにより、生徒の進路志望を達成するとともに県内の就職率の向上を図るものである。
- (2) 県立高等学校に就職支援員を配置する。

2 令和4年度事業実績

配置校 高等学校 12校

3 主な業務

- ・進路指導部との連携による県内就職に向けた就職支援
- ・生徒の希望に応じた県内求人の開拓や相談
- ・生徒、保護者、教員への求人情報の提供、進路相談
- ・県内定着に関する県の就職支援事業の推進
- ・県内企業との相互理解促進企画の実施
- ・外部の視点による支援等を積極的に提案（学校間で共有）
- ・大学等卒業後のUターンを見据えた情報提供

14節 高等学校教育改革

1 第1次実施計画

「青森県高等学校教育改革推進検討会議」からの報告(平成11年2月25日)を具現化するため、庁内に「青森県高等学校教育改革推進検討委員会」を設置して検討を進め、12年10月、第1次素案として取りまとめ、公表した。

その内容は、学校間連携の導入など教育内容・方法の充実・改善に関する事項や、総合学科の県内未設置学区への設置、全日制単位制高等学校、中高一貫教育校、新たな特色ある学科の設置など学校・学科の設置に関する事項、さらには生徒減少期に応じた学校規模・配置の適正化に関する事項と、大きく3項目になっている。

実施計画は、生徒数の減少傾向から中長期的な検討を要する事項もあることから、実施期間を平成20年度までの計画とすることとし、平成12年度から16年度までを計画期間とする第1次実施計画を策定したものである。

16年度は、青森東高等学校を県内で初めての全日制単位制高等学校とした。

学校規模・配置の適正化については、生徒減少に対応し学級減を行うとともに、一部の工業高校について学級定員を40人から35人に引き下げることとし、順次実施した。

2 第2次実施計画

第1次実施計画の実績・成果を踏まえ、さらに社会の変化や生徒の多様化に対応した学校づくりや、中学校卒業者数の減少に対応した適正かつ計画的な学校規模・配置について、「青森県高等学校教育改革推進検討委員会」において検討を行い、平成17年度から平成20年度までを実施期間とする実施計画案を作成し平成16年7月21日に公表した。

この実施計画案について、50日間のパブリック・コメントを実施するとともに、募集停止や校舎制移行を予定している学校の関係者に対する説明会を開催した上で、県立高等学校教育改革第2次実施計画として取りまとめた。

17年度は、この第2次実施計画により今別高等学校、深浦高等学校、五所川原東高等学校、大鰐高等学校及び八甲田高等学校を校舎制に向けた1学級募集とした。また、野辺地高等学校横浜分校を募集停止とした。

18年度は、八戸北高等学校を全日制単位制高等学校とした。また、定時制課程においては北斗高等学校及び八戸中央高等学校に3部制を導入するとともに、青森工業高等学校、弘前工業高等学校及び八戸工業高等学校において、学科統合を行った。

この他、藤崎園芸高等学校、川内高等学校及び大畑高等学校を校舎制に向けた1学級募集とした。

19年度は、三本木高等学校に併設型中高一貫教育を導入し、三本木高等学校附属中学校を開校した。また、今別高等学校、深浦高等学校、五所川原東高等学校、大鰐高等学校及び八甲田高等学校に校舎制を導入し、それぞれ、青森北高等学校今別校舎、木造高等学校深浦校舎、五所川原高等学校東校舎、弘前南高等学校大鰐校舎及び七戸高等学校八甲田校舎とした。

20年度は、弘前南高等学校を全日制単位制高等学校とした。また、藤崎園芸高等学校、川内高等学校及び大畑高等学校に校舎制を導入し、それぞれ弘前実業高等学校藤崎校舎、大湊高等学校川内校舎及び田名部高等学校大畑校舎とするとともに、平内高等学校及び南郷高等学校を校舎制に向けた1学級募集、木造高等学校稲垣分校及び五所川原高等学校東校舎を募集停止とした。

22年度は、平内高等学校及び南郷高等学校に校舎制を導入し、それぞれ青森東高等学校平内校舎及び八戸北高等学校南郷校舎とした。

*校舎制

校舎制では、本校舎から教員を派遣したり、スポーツ大会や文化祭などの学校行事を合同で開催するなどの、本校舎と連携した取組を行い、教育活動の充実を図る。

3 第3次実施計画【前期】

平成21年度以降における県立高等学校の在り方について検討を行った「高等学校グランドデザイン会議」（平成18年5月設置）の答申（平成19年10月10日）を具現化するため、庁内に「高校教育改革推進庁内検討委員会」を設置して検討を進め、平成20年1月、県立高等学校教育改革第3次実施計画素案として取りまとめ、公表するとともに、平成20年3月、第3次実施計画案として取りまとめ、公表した。

この実施計画案について50日間のパブリック・コメントを実施するとともに、県内6地区における説明会などを通し、広く県民から意見を聴取し、必要な修正を加え、平成20年8月6日

に県立高等学校教育改革第3次実施計画として公表した。

第3次実施計画は、平成21年度以降の10年間を見通した高等学校教育改革の基本的な考え方と、平成21年度から平成25年度までの具体的な実施計画【前期】について取りまとめたものである。

21年度は、七戸高等学校八甲田校舎を募集停止とした。

また、第3次実施計画により、平成23年度に募集停止とする青森戸山高等学校及び八戸南高等学校については、募集停止となる学校の教育活動の充実や統合先となる学校との円滑な連携を図るため、それぞれの統合先となる青森東高等学校及び八戸北高等学校との間で「統合準備委員会」を設置した。この他、平成25年度に名久井農業高等学校へ農業科の中で工業に関する科目や経営に必要な科目を学ぶことができる学科を設置するため、その具体的な教育内容等について検討を行う「新学科設置検討委員会」を設置した。

22年度は、第3次実施計画により、平成25年度に募集停止とする南部工業高等学校と統合先となる八戸工業高等学校との間で「統合準備委員会」を設置した。前年度に設置した青森戸山高等学校及び八戸南高等学校の統合準備委員会は、引き続き協議を行うとともに、名久井農業高等学校の新学科設置検討委員会においても、引き続き検討を行い、それぞれの委員会から協議結果及び検討結果を教育長に報告した。

23年度は、青森戸山高等学校、弘前南高等学校大鰐校舎、尾上総合高等学校全日制課程及び八戸南高等学校を募集停止とした。

また、前年度に設置した南部工業高等学校及び八戸工業高等学校の統合準備委員会は、引き続き協議を行い、協議結果を教育長に報告した。

25年度は、田名部高等学校大畑校舎及び南部工業高等学校を募集停止とした。また、定時制課程においては、尾上総合高等学校定時制課程に3部制を導入するとともに、弘前中央高等学校及び黒石高等学校を募集停止とした。

また、生徒の多様な学習ニーズに対応するとともに、緊急時の対応や指導をより一層充実させるため、北斗高等学校の通信制分室を尾上総合高等学校及び八戸中央高等学校それぞれの通信制の課程として設置した。

4 第3次実施計画【後期】

第3次実施計画の後半部分となる平成26年度以降の具体的な実施計画【後期】の策定に向け、庁内に「高校教育改革推進庁内検討委員会」を設置して検討を進めるとともに、県内6地区における2度の説明会や意見募集を実施した。

24年度は、7月に第3次実施計画【後期】案を公表し、50日間のパブリック・コメントを実施するとともに、県内6地区における説明会などを通し、広く県民から意見を聴取し、必要な修正を加え、平成24年11月19日に第3次実施計画【後期】として公表した。

なお、第3次実施計画期間の最終年度である平成30年度から中学校卒業予定者数の急激な減少が見込まれるため、次期計画を1年早め、平成30年度からの計画として策定することとし、第3次実施計画【後期】の期間は、平成26年度から平成29年度までの4年間とした。

25年度は、第3次実施計画【後期】により、平成27年度に募集停止とする岩木高等学校と統合先となる弘前中央高等学校との間で「統合準備委員会」を設置した。

また、平成29年度に募集停止とする弘前実業高等学校藤崎校舎りんご科で実施している特色ある教育内容を柏木農業高等学校へ引き継ぐため、有識者及び両校の関係者の意見を確認しながら教育内容を検討する「中南部地区のりんご栽培教育等の充実に関する検討会議」を設置し、検討結果を教育長に報告した。

26年度は、前年度に設置した岩木高等学校及び弘前中央高等学校の統合準備委員会において引き続き協議を行い、協議結果を教育長に報告した。

27年度は、岩木高等学校及び八戸北高等学校南郷校舎を募集停止とした。

29年度は、弘前実業高等学校藤崎校舎を募集停止とした。

5 青森県立高等学校教育改革推進計画

平成30年度以降における県立高等学校の在り方について検討を行った「青森県立高等学校将来構想検討会議」(平成26年6月設置)の答申(平成28年1月25日)を具現化するため、庁内に「高等学校教育改革庁内検討委員会」を設置し、青森県立高等学校教育改革推進計画策定に向けた検討を進めた。

28年度は、5月に青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針案を公表し、30日間のパブリック・コメントを実施するとともに、県内6地区における地区懇談会などを通し、広く県民から意見を聴取し、必要な修正を加え、平成28年8月3日に青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針として公表した。

また、第1期実施計画の策定に当たり、あらかじめ地域の学校教育関係者等から意見を伺うため、「青森県立高等学校教育改革推進計画に関する地区意見交換会」を県内6地区に設置し各3回の意見交換を経て、平成29年2月13日に各地区意見交換会における主な意見を教育長に報告した。

29年度は、4月に青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画案を公表し、40日間のパブリック・コメントを実施するとともに、県内6地区における地区懇談会などを通し、広く県民から意見を聴取し、必要な修正を加え、平成29年7月20日に青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画として公表した。

30年度は、第1期実施計画により、令和2年度に募集停止とする黒石高等学校及び黒石商業高等学校の統合による中南地区統合校の開設に必要な準備を進めるため、「開設準備委員会」を開催し、協議結果を教育長に報告した。

令和元年度は、第1期実施計画により、令和3年度に募集停止とする金木高等学校、板柳高等学校、鶴田高等学校及び五所川原工業高等学校の統合による西北地区統合校、十和田西高等学校、六戸高等学校及び三本木農業高等学校の統合による上北地区統合校の開設に必要な準備を進めるため「開設準備委員会」をそれぞれ開催し、協議結果を教育長に報告した。

また、た名部高等学校を全日制課程単位制高等学校とするとともに、青森東高等学校平内校舎及び大湊高等学校川内校舎を募集停止とした。

令和2年度は、第1期実施計画により、黒石高等学校及び黒石商業高等学校の統合による黒石高等学校(中南地区統合校)を新設し、青森北高等学校今別校舎、中里高等学校、五戸高等学校及び田子高等学校を募集停止とした。

また、6月に青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針改定案を公表し、30日間のパブリック・コメントを実施するとともに、県内6地区における地区懇談会などを通し、広く県民から意見を聴取し、必要な修正を加え、令和2年8月5日に青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針を改定した。

さらに、第2期実施計画の策定に当たり、あらかじめ地域の学校教育関係者等から意見を伺うため、「青森県立高等学校教育改革推進計画に関する地区意見交換会」を県内6地区に設置し各3回の意見交換を経て、令和3年3月9日に各地区意見交換会における主な意見を教育長に報告した。

令和3年度は、第1期実施計画により、金木高等学校、板柳高等学校、鶴田高等学校及び五所川原工業高校の統合による五所川原工科高等学校(西北地区統合校)を、十和田西高等学校、六戸高等学校及び三本木農業高等学校の統合による三本木農業恵拓高等学校(上北地区統合校)をそれぞれ新設し、木造高等学校深浦校舎を募集停止とした。

また、7月に第2期実施計画案を公表し、40日間のパブリック・コメントを実施するとともに、県内6地区における地区懇談会などを通し、広く県民から意見を聴取し、必要な修正を加え、令和3年11月12日に第2期実施計画として公表した。

令和4年度は、第2期実施計画の推進に向けた取組として、主に地域校の活性化に係る取組や全国からの生徒募集に係る取組等を行った。

5章 特別支援教育

1節 学校の概況

1 学校数・幼児・児童・生徒数

(1) 視覚障害を対象とする特別支援学校

聴覚障害を対象とする特別支援学校

(R4.5.1現在)

区分 学校名		幼稚部		小学部		中学部		高等部		計	
		学級数	在校数	学級数	在校数	学級数	在校数	学級数	在校数	学級数	在校数
視覚障害	県立盲学校	1	1	1	1	1	1	6	11	9	14
	八戸盲学校	-	-	3	7	3	5	-	-	6	12
	計(2校)	1	1	4	8	4	6	6	11	15	26
聴覚障害	青森聾学校	3	4	3	5	1	2	4	10	11	21
	弘前聾学校	2	3	2	4	1	1	-	-	5	8
	八戸聾学校	3	5	5	10	3	5	-	-	11	20
	計(3校)	8	12	10	19	5	8	4	10	27	49

※ 県立盲学校の高等部には、専攻科を含む。

(2) 知的障害を対象とする特別支援学校

肢体不自由を対象とする特別支援学校

病弱・身体虚弱を対象とする特別支援学校

(R4.5.1現在)

区分 学校名		幼稚部		小学部		中学部		高等部		計	
		学級数	在校数	学級数	在校数	学級数	在校数	学級数	在校数	学級数	在校数
知的障害	弘大附属特別支援学校	-	-	3	17	3	16	3	19	9	52
	青森第二養護学校	-	-	28	92	15	60	6	50	49	202
	弘前第一養護学校	-	-	25	87	10	36	7	46	42	169
	八戸第二養護学校	-	-	39	124	22	73	-	-	61	197
	黒石養護学校	-	-	8	25	4	9	4	14	16	48
	青森第二高等養護学校	-	-	-	-	-	-	12	91	12	91
	八戸高等支援学校	-	-	-	-	-	-	21	179	21	179
	計(6校)	-	-	103	345	54	194	53	399	210	938

学校名		区分		幼稚部		小学部		中学部		高等部		計	
		学級数	在校数	学級数	在校数	学級数	在校数	学級数	在校数	学級数	在校数		
肢体不自由	青森第一養護学校	-	-	10	22	6	13	-	-	16	35		
	弘前第二養護学校	-	-	5	13	4	8	3	7	12	28		
	八戸第一養護学校 (八病重心棟学級除く)	-	-	17	39	6	12	9	22	32	73		
知肢	青森第一高等養護学校	-	-	-	-	-	-	12	47	12	47		
	森田養護学校	-	-	15	32	7	24	6	49	28	105		
	七戸養護学校	-	-	26	73	13	41	8	73	47	187		
	むつ養護学校	-	-	13	30	6	15	6	49	25	94		
計 (7 校)		-	-	86	209	42	113	44	247	172	569		
病弱	青森若葉養護学校	-	-	4	5	4	5	4	12	12	22		
	※八戸第一養護学校 (八病重心棟学級)	-	-	1	2	0	0	0	0	1	2		
	浪岡養護学校	-	-	11	20	13	27	8	23	32	70		
計 (2 校)		-	-	16	27	17	32	12	35	45	94		

※ 学校数は肢体不自由に含む。

2節 障害のある子どもの早期からの一貫した支援

各市町村教育委員会は、障害のある子どもの適切な就学を図るため、就学に際し、保護者の意見を聴取するとともに、個々の障害の種類、程度、能力及び適性等について、専門的立場から調査・審議するために設置している教育支援委員会等からの意見を聴取した上で、総合的に判断し、最も適する教育の場を選定し、指導を行っている。

令和4年度において、市町村教育委員会が、判断に当たった件数は次のとおりである。

判 断 件 数	市町村教育委員会数
100件以上	5 委 員 会
50件～100件未満	6 委 員 会
30件～50件未満	7 委 員 会
20件～30件未満	5 委 員 会
10件～20件未満	6 委 員 会
1件～10件未満	9 委 員 会
なし	2 委 員 会
合 計	40 委 員 会

なお、就学前における教育相談は、県総合学校教育センター、特別支援学校及び小・中学校特別支援学級で実施しているほか、地区就学相談・教育相談会を6教育事務所管内（10会場）で、延べ7日間実施し、40件の相談に応じた。

3節 施設・設備

1 建物保有状況

令和4年5月1日現在における特別支援学校の建物保有面積は、校舎で対前年度比2.85% (2,604㎡)減の88,714㎡、屋内運動場で対前年度比増減なしの15,020㎡となっており、また、建物の保有状況を構造別にみると、鉄筋コンクリート・鉄骨造の不燃化構造が校舎で98.1%、屋内運動場で99.8%となっている。

校 舎

障害種別	学校数	面積 ㎡	構造別面積		
			鉄筋	鉄骨・その他	木造
視覚障害	2	4,684	2,841	1,777	66
聴覚障害	3	8,361	8,100	53	208
知的障害、肢体不自由、 病弱・身体虚弱、肢体不 自由及び知的障害	15	75,669	69,481	4,800	1,388
計	20	88,714	80,422	6,630	1,662

屋 内 運 動 場

障害種別	学校数	面積 ㎡	構造別面積		
			鉄筋	鉄骨・その他	木造
視覚障害	2	440	50	390	0
聴覚障害	3	2,113	0	2,080	33
知的障害、肢体不自由、 病弱・身体虚弱、肢体不 自由及び知的障害	15	12,467	477	11,990	0
計	20	15,020	527	14,460	33

2 施設整備状況

令和4年度における特別支援学校の施設整備は、次の方針に基づいて進めた。

- (1) 安全・安心な教育環境の確保のため、老朽化の解消等に努めるとともに、障害の種別や程度に応じた教育内容の充実や、教室不足を解消するための校舎の増築等、教育環境の改善を図る。
- (2) 計画的な大規模改修による整備を図る。

(5.3.31)

区 分	学 校 名
校舎等建築調査設計	七戸養護学校等2校
長寿命化改修等	黒石養護学校
大規模改修	青森第一養護学校等5校

4節 教育課程

1 特別支援学校の教育課程

特別支援学校では、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して小・中学校等に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とし、教育が行われている。

教育課程の編成に当たっては、小・中学校等に準ずる教科を取扱うこととなっているほか、知的障害のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標及び内容が別に示されている。

また、健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーションの6区分に示された27項目により、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を身に付け心身の調和的発達の基盤を培うことを目標とする、指導領域である「自立活動」を取扱うこととなっている。具体的には、視覚障害者を対象とする特別支援学校の歩行指導、聴覚障害者を対象とする特別支援学校の聴覚の活用・言語指導、肢体不自由者を対象とする特別支援学校の姿勢保持・変換、歩行に関する指導などを行っている。

なお、障害の状態により特に必要がある場合の教育課程の取扱いが示されており、障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して教員を派遣して行う訪問教育も含まれている。

2 特別支援学級・通級による指導の教育課程

小・中学校における特別支援学級は、知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者及びその他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当な者を対象として教育を行っている。

特別支援学級の教育課程は、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため特別支援学校の指導領域である「自立活動」を取り入れている。また、通常の学級の教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合において、各教科の目標・内容を下学年の目標・内容に替えたり、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えるなど、特別の教育課程を編成することができる。

小・中学校等における通級による指導は、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら当該児童生徒の障害に応じた特別の指導を特別の場で行う教育の形態であり、特別の教育課程を編成して行うものである。

具体的には、特別支援学校の「自立活動」の内容を参考とし、個々の障害の状態に応じた具体的な目標や内容を定めた学習を行うほか、障害の状態に応じて「各教科の内容を取り扱いはながら行う」ことができる。なお、在籍校以外の学校において受けた指導について、在籍校の特別の教育課程に係る授業と見なすことができる。高等学校における通級による指導については学校教育法施行規則の一部改正により、平成30年度から実施可能となったことを受け、令和3年度より北斗高等学校、八戸中央高等学校及び尾上総合高等学校の3校で実施している。

また、通級による指導の対象となる者は、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者などである。

5節 学 習 指 導

特別支援学校・特別支援学級に在籍する幼児児童生徒及び通級による授業を受けている児童生徒については、個別的教育支援計画及び個別の指導計画に基づきP D C A（計画、実践、評価、改善）サイクルにより指導を進めている。

一方、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の指導に当たっては、特別支援学校等の助言又は援助の活用や、個別的教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用に努めるなど、適切な指導や必要な支援の充実を図っている。

障害のある幼児児童生徒への指導は、特別支援学校間の専門性の活用、校内の教師間の協力による指導、医療、福祉、労働、教育等関係諸機関の外部人材の専門性の活用・連携、保護者の協力などにより、学習効果を高め、授業の充実にも努めている。

また、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を計画的・組織的に実施している。なお、特別支援学校の小・中学部に在籍する児童生徒については居住する地域とのつながりの維持・継続を図るため、令和4年度から居住する地域の小・中学校に副次的な学籍を置いて交流及び共同学習を実施している。

6節 生 徒 指 導

児童生徒理解や指導方針について共通理解を図るため、ほとんどの学校で全校教職員による定期的な会議を行っている。また、個別面談や参観日等を設け、児童生徒に関してのケース会議を関係する施設・病院と合同で定期的に開いたり、職員間及び家庭と緊密な連携を図ったりしている。

寄宿舎においては、寄宿舎指導員や舎監が寄宿舎生の日常行動を記録し、定例的な打ち合わせをもって、緊密な連携を取り合いながら、生徒指導に当たっている。

また、障害の克服、人との関わり、進路選択等で悩んでいる児童生徒に対しては早期に対応するよう努めている。

7節 道 徳 教 育

特別支援学校では、各校とも基本的な生活習慣の確立など社会適応力を育てることを重点指導事項として教育課程に位置づけ、学校におけるあらゆる教育活動の中で反復・継続して指導している。

児童生徒の知的障害の状態により、「特別の教科道徳」の時間を特設せずに、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行う場合もある。

また、自己の障害を正しく理解し、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図るために、各校では、道徳教育の全体計画に基づいて指導している。

なお、指導に当たっては、関係する施設・病院、家庭との緊密な連絡連携が不可欠なことから、各校とも連絡帳、学級通信等による情報交換や定期的連絡会を開催している。

8節 進路指導

各学校では、教育課程の編成に当たって指導内容に検討を加えているほか、進路指導年間計画を作成し実施している。

また、実際の指導の場として、職場見学や産業現場等における実習を行っている学校が多い。

なお、令和4年度卒業生の進路状況は次のとおりである。

特別支援学校（国立を除く）

① 中 学 部

校 種	卒業者数	進 学 等				就職	就労移行 支援等	福祉施設 等利用	その他
		高校	高等部	訓練校等	計				
視覚障害	3	0	3	0	3	0	0	0	0
聴覚障害	3	1	1	0	2	0	0	0	1
知的障害	86	0	86	0	86	0	0	0	0
肢体不自由	5	0	5	0	5	0	0	0	0
病弱・身体虚弱	11	3	8	0	11	0	0	0	0
計	108	4	103	0	107	0	0	0	1

② 高 等 部

校 種	卒業者数	進 学 等				就職	就労移行 支援等	福祉施設 等利用	その他
		大学・短大	専攻科	訓練校等	計				
視覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0
聴覚障害	6	2	0	2	4	2	0	0	0
知的障害	198	0	0	2	2	81	79	26	10
肢体不自由	16	0	0	1	1	2	3	10	0
病弱・身体虚弱	17	0	0	0	0	5	3	8	1
計	237	2	0	5	7	90	85	44	11

中学校特別支援学級卒業生

卒業者数	進 学 等			就 職	その他
	高 校	高等部	訓練校等		
272	160	105	1	1	5

（令和3年5月1日現在）

6章 情報教育

学習指導要領において、児童生徒の発達の段階を考慮した学習の基盤となる資質の能力としての情報活用能力が位置付けられ、情報教育は、学校教育においてますます重要となってきている。

本県では、それに係わるコンピュータ等の情報機器の計画的整備や教員の指導力向上のために、県総合学校教育センター等を中心とした研修の充実が図られている。

これらのことについて、県内の各学校の状況は以下のとおりである。

(令和3年3月現在)

1 県内の状況（令和3年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果より）

(1) 学校におけるICT環境の整備状況

	本県平均	全国平均
教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数(人)	0.9	0.9
普通教室における無線LAN整備率(%)	91.9	94.8
学校の超高速インターネット接続率[光ファイバ回線](%)	98.6	95.1
学校の超高速インターネット接続率[100Mbps以上回線](%)	96.3	96.6
教員の校務用コンピュータ整備率(%)	137.7	125.4

(2) 教員のICT活用指導力の状況

(%)

	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
	本県	全国	本県	全国	本県	全国	本県	全国
教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力	89.0	87.9	87.9	86.0	90.8	89.5	83.6	85.4
授業中にICTを活用して指導する能力	78.6	78.0	72.4	71.8	75.2	75.9	66.9	70.0
児童生徒のICT活用を指導する能力	80.9	79.4	75.6	75.2	80.8	79.1	67.7	68.9
情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力	89.6	89.4	82.6	84.0	87.0	85.2	72.9	76.8

「ICT」とは、「Information（情報） and Communication（通信） Technology（技術）」の略。

7章 国際理解教育

1節 日本語指導が必要な児童生徒等の受入

日本語指導が必要な児童生徒等の受入状況（令和3年8月現在）

（単位：人、校）

区 分	小学校		中学校		高等学校		当別支援 学 校		合 計	
	児童数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	児 童 生徒数	学校数	児 童 生徒数	学校数
①日本語指導が必要な外国籍児童生徒 (留学生は含まない)	23	15	13	7	5	3	0	0	41	25
②日本語指導が必要な日本国籍児童生徒 (帰国児童生徒等)	16	6	4	3	0	0	0	0	20	9

※隔年調査であり、令和3年度に調査実施。

2節 外国語教育

1 外国語指導助手

県教育委員会は、英語教員と生徒の英語力向上のため、昭和62年度から、県内各教育事務所等に外国語指導助手を配置している。なお、令和4年度は、アメリカ、ロシア国籍の外国語指導助手を29名配置し、配置先は、教育庁学校教育課、県総合学校教育センター、高等学校26校である。

外国語指導助手は、高等学校及び特別支援学校を訪問し、英語担当教員の助手として、主にコミュニケーション能力の向上を図るため、直接生徒の指導に当たるほか、県総合学校教育センターが開設している高等学校英語科言語活動実践講座等の講師として、英語担当教員の研修等の補助に当たる。

令和4年度外国語指導助手配置先一覧

(高等学校・総合学校教育センター・学校教育課)

番号	配 置 先	外国語指導助手名(姓・名)	性別	国籍
1	青 森 高 等 学 校	エルヴィスフエレラ ラファエラ	女	アメリカ
2	青 森 西 高 等 学 校	シャーマン ケリー	女	アメリカ
3	青 森 東 高 等 学 校	ウィーバー ダニカ	女	アメリカ
4	青 森 北 高 等 学 校	ブランスタッドグッド マシユ	男	アメリカ
5	青 森 南 高 等 学 校	ミクヴィカー ヘイリー	女	アメリカ
6	青 森 南 高 等 学 校	ヤシェンコワ アンナ	女	ロシア
7	青 森 中 央 高 等 学 校	ムカルム ケリス	女	アメリカ
8	弘 前 高 等 学 校	ブラウン ジャスミン	女	アメリカ
9	弘 前 中 央 高 等 学 校	レオン ヨセリン	女	アメリカ
10	弘 前 南 高 等 学 校	シャッカ アレクサンダー	男	イギリス
11	八 戸 高 等 学 校	サルダナ アリッサ	女	アメリカ
12	八 戸 東 高 等 学 校	ツー ジョセフ	男	アメリカ
13	八 戸 北 高 等 学 校	セルマン マッケンジー	女	アメリカ
14	八 戸 西 高 等 学 校	テイラーガルブズ ラヒ	男	アメリカ
15	木 造 高 等 学 校	ベセル アリソン	女	アメリカ
16	五 所 川 原 高 等 学 校	ステイーヴンス キャサリン	女	アメリカ
17	黒 石 高 等 学 校	ハリソン ローラ	女	イギリス
18	野 辺 地 高 等 学 校	キネ マシユ	男	アメリカ
19	七 戸 高 等 学 校	ムーア ジョシュア	男	アメリカ
20	三 本 木 高 等 学 校	マケイン ラナルド	男	アメリカ
21	三 沢 高 等 学 校	デンプシー ケイトリン	女	アメリカ
22	田 名 部 高 等 学 校	アン レイチェル	女	アメリカ
23	大 湊 高 等 学 校	ディゾン イアンジェイソン	男	アメリカ
24	大 間 高 等 学 校	マーフィー ジャレット	男	アメリカ
25	五所川原工科高等学校	オーチャード アレクサンダー	男	イギリス
26	八 戸 商 業 高 等 学 校	ボルジング スーザン	女	アメリカ
27	三 沢 商 業 高 等 学 校	ジョンソン クリストファー	男	アメリカ
28	県総合学校教育センター	ダンカシ シャイエンニトリーズ	女	アメリカ
29	学 校 教 育 課	ミラー ヘイリー	女	アメリカ

3節 在外教育施設への教員派遣

県教育委員会は、昭和51年度から在外教育施設（日本人学校：海外在留邦人子女のため義務教育段階の教育を行うことを目的とする全日制の教育施設。補習授業校：現地校に進学している在留邦人子女に対し、日本語による教育の機会を提供し、やがて帰国し国内の学校に編入学する際の基礎学力を補うことを目的として、一部の教科について補習授業を行う定時制の教育施設。）に教員を派遣している。

令和4年4月までに派遣された教員は、49か国227名（校長16名、教頭21名、教諭190名）である。

令和3・4年度在外教育施設教員派遣応募状況

	令和3年度の応募状況		令和4年度の新規派遣者		
	本県からの推薦枠	応募者	令和2年度応募者	令和3年度応募者	計
校長	1	0	0	0	0
教頭	2	1	0	0	0
教諭	3	7	1	4	5

在外教育施設教員派遣状況

番号	派遣年月日	帰国年月日	職名	派遣先の学校名	国名
1	2.4.1	5.3.31	教諭	香港日本人学校大埔校	中国
2	〃	〃	教諭	バンコク日本人学校	タイ
3	3.4.1	〃	教諭	広州日本人学校	中国
4	〃	〃	教諭	テヘラン日本人学校	イラン
5	〃	〃	教諭	パリ日本人学校	フランス
6	〃	〃	教諭	上海日本人学校浦東校	中国
7	4.4.1	6.3.31	教諭	シンガポール日本人学校チャンギ校	シンガポール
8	〃	〃	教諭	アスンシオン日本人学校	パラグアイ
9	〃	〃	教諭	プノンペン日本人学校	カンボジア
10	〃	〃	教諭	リオデジャネイロ日本人学校	ブラジル
11	〃	〃	教諭	ジャカルタ日本人学校	インドネシア

8章 私学教育

1節 私学教育の現状

本県の私立学校は、幼稚園から大学、専修学校・各種学校まで含め155校で23,789人が在学しており、それぞれの建学の精神に基づく特色ある教育を行い、本県教育の振興に大きく寄与している。

1 幼稚園

本県の私立幼稚園を設置者別にみると、学校法人立が81園、宗教法人立が1園、計82園で在園児は3,753人となっている。これは、国立1園51人、公立2園27人を大きく上回っており、幼稚園在園児の98.2%を私立幼稚園が占めている。

2 小学校

私立小学校は設置されていない。

3 中学校

私立中学校は青森山田中学校、青森明の星中学校、弘前学院聖愛中学校、八戸聖ウルスラ学院中学校、八戸工業大学第二高等学校附属中学校及び東奥義塾中学校の6校で、生徒数は592人となっている。

4 高等学校

私立高等学校は17校、全日課程の生徒数7,810人（専攻科含む）、通信制課程の生徒数409人で、普通教育のほか職業教育の面で特色ある教育を行っている。また、部活動でも全国的にめざましい活躍をしている。

高等学校（全日制）入学者に占める私立高等学校の比率（専攻科は含まない）

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
私立高等学校 取 容 比	24.4%	24.5%	25.4%	25.5%	26.6%	26.6%	27.3%	25.9%	26.1%	26.2%	26.7%	29.5%

5 大学・短期大学

私立大学は8校、学生数7,569人、私立短期大学は5校、学生数950人で、工業、商業、福祉、家政及び幼児教育など専門教育の面で特色ある教育を行っている。

6 専修学校・各種学校

私立専修学校は22校、生徒数2,026人、私立各種学校10校、生徒数157人で、医療、社会福祉、衛生、商業実務、家政など、職業や实际生活に必要な技能又は教養の向上のための教育を行っている。

学校種別学校数・生徒数・教員数

(R4.5.1現在)

区 分	学 校 数	幼児・児童・生徒・学生数			本務教員数
		男	女	計	
大 学	8	4,202	3,367	7,569	516
短期大学	5	195	755	950	113
高等学校	17	4,025	3,785	7,810	629
中 学 校	6	352	240	592	54
小 学 校	0	—	—	—	—
幼 稚 園	82 (2)	1,894	1,859	3,753	628
専修学校	22 (2)	617	1,409	2,026	170
各種学校	10 (4)	33	124	157	22
計	151 (8)	11,689	11,999	23,633	2,176

※ () 内は休校中の学校で内数とし、高等学校は専攻科及び通信制課程を含む。

2節 私立学校に対する助成

令和4年度の私立学校に対する助成の主な内容は次のとおりである。

1 私立学校経常費補助金

私立の幼稚園、中学校、高等学校、専修学校及び各種学校に対して、教育条件の維持向上及び生徒等の修学上の経済的負担の軽減を図り、学校経営の健全性を高めるため、経常費補助金3,158,107千円を交付した。

2 私立学校教職員退職金財団経営基盤改善支援事業費補助金

公益財団法人青森県私立学校教職員退職金財団が行う経営安定化対策に伴う加入学校法人の負担増を緩和することにより、財団の経営安定化対策の円滑かつ着実な実施を支援するとともに、財団の経営安定化及び経営基盤強化を図るため、同財団に対し45,000千円を交付した。

3 特色教育支援経費補助金

私立学校における社会の変化に対応した教育の改革を推進するため、教育改革事業を行った高等学校8校、中学校2校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園77園に対して、77,938千円を交付した。

4 私立幼稚園等特別支援教育費補助金

障害児が在園している幼稚園及び幼保連携型認定こども園47園（対象人員181人）に対して、教育内容の充実を図るため、134,099千円を交付した。

5 私立高等学校等就学支援金交付金

家庭の教育費負担軽減のため、私立高等学校（通信制を含む。）17校及び各種学校2校に通う生徒の授業料に対する支援として、2,255,117千円を交付した。

6 私立高等学校等学び直しへの支援金

高等学校等を中途退学した者が再び学び直す場合の授業料負担軽減のために、高等学校1校、各種学校2校に対して1,022千円を交付した。

7 私立高等学校等就学支援費補助金

家庭の教育費負担のより一層の軽減を図るため、授業料等軽減を行った私立高等学校17校に対して126,822千円を交付した。

8 私立高等学校専攻科修学支援金

家庭の教育費負担軽減のため、私立の高等学校専攻科2校に通う生徒の授業料に対する支援として、16,234千円を交付した。

9 奨学のための給付金

私立の高等学校等に在学する高校生等の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図るため、1,640人に対して201,530千円を給付した。

10 私立学校振興活動費補助金

私立学校の振興を図るため、私立学校振興活動事業を行う公益社団法人青森県私学協会に対し、1,084千円を交付した。

11 私立幼稚園教職員等研修事業費補助金

子ども・子育て支援新制度が目的とする質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供に関する取組及び少子化に対応した適正な運営を推進・支援するため、研修事業を実施する私立幼稚園連合会に対して、800千円を交付した。

12 特定教育方法支援事業補助金（国庫）

高等学校1校に対して、2,816千円を交付した。

13 私立学校外国語指導助手招致事業費補助

外国語指導助手の招致・活用により英語教育の質の向上・国際化を促進するため、外国語指導助手を任用した3学校法人に対し、6,401千円を交付した。

14 保育教諭確保推進事業費補助金

保育教諭となるための幼稚園教諭免許取得及び単位取得する際の代替職員配置のため、2園に対して78千円を交付した。

15 幼児教育緊急環境整備費補助金

質の高い環境で、子どもを安心して育てることができる体制整備を推進するため、幼児教育の質の向上のための環境の緊急整備を行った私立幼稚園等延べ86園に対し、26,241千円を交付した。

- 16 認定こども園整備事業費補助金
子どもを安心して育てることができる体制整備を行うため、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の施設整備を行った認定こども園12園に対し、94,105千円を交付した。
- 17 園務改善ICT化事業費補助金
幼稚園、幼稚園型認定こども園における園務を改善するため、園務のICT化を行った25園に対し、7,132千円を交付した。
- 18 私立学校物価高騰対策事業費補助金
物価高騰による負担の軽減を図るため、光熱費の高騰相当分に係る経費について、私立の幼稚園、中学校、高等学校、専修学校及び各種学校計103校に対し、32,473千円を交付した。
- 19 理科教育設備整備費補助金（国庫）
中学校1校に対して344千円を交付した。
- 20 学校教育設備整備費等補助金（高等学校産業教育設備整備費）(国庫)
高等学校1校に対して350千円を交付した。
- 21 私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）(国庫)
幼稚園2園に対して70,244千円を交付した。
- 22 私立学校情報機器整備費補助金（国庫）
高等学校4校に対して2,621千円を交付した。
- 23 学校保健特別対策事業費補助金（学校等における感染症対策等支援事業）(国庫)
中学校3校及び高等学校9校に対して4,390千円を交付した。
- 24 学校保健特別対策事業費補助金（感染症流行下における学校教育活動体制整備事業）(国庫)
中学校1校及び高等学校9校に対して8,763千円を交付した。
- 25 私立大学等研究設備整備費等補助金（私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業費）
（国庫）
高等学校6校に対して31,974千円を交付した。

3節 私立学校審議会

青森県私立学校審議会委員名簿

(R5.3.31現在)

	氏名	役職名	任期等
会長	伊藤 成治	国立大学法人弘前大学教育学教授	R4.7.28 ~ R8.7.27
副会長	下山 美智子	学校法人下山学園理事長 五所川原商業高等学校長	R2.7.27 ~ R6.7.26
委員	鈴木 裕子	元三沢カトリック幼稚園長	R4.7.28 ~ R8.7.27
委員	川守田 道治	あかね幼稚園長	R4.7.28 ~ R8.7.27
委員	日景 弥生	学校法人柴田学園特任教授	R4.7.28 ~ R8.7.27
委員	村田 秀俊	弘前東高等学校長 元青森県私立中学高等学校長協会長	R2.7.27 ~ R6.7.26
委員	油川 育子	認定こども園八戸文化幼稚園長	R2.7.27 ~ R6.7.26
委員	石田 憲久	学校法人青森田中学園理事長 青森中央経理専門学校長	R3.7.8 ~ R5.7.27
委員	福井 武久	青森県専修学校各種学校連合会副会長	R4.7.28 ~ R8.7.27
委員	中村 充	元青森県教育委員会教育長	R4.11.8 ~ R6.7.26

(会議)

令和4年7月29日に第304回、令和4年11月17日に第305回、令和5年2月24日に第306回の審議会が開催され、私立学校の学則変更等の知事の諮問事項について答申を行った。

9章 育英・奨学

1節 青森県育英奨学会

1 目的

この法人は、青森県人の子弟のうち、学業、人物が優れているにもかかわらず、経済的理由により修学困難な者に対し学費を貸与し、及び学生寮を利用させる等必要な援助を行い、本県及び国家社会の発展に貢献しうる人材の育成に寄与することを目的とする。

2 事業概要

(1) 青森県学生寮

- ① 所在地 東京都小平市鈴木町一丁目103-1
- ② 入寮費 年額 30,000円
- ③ 寮費 月額 30,000円
- ④ 食費 月額 約10,000円（日曜日、祭日を除く平日の夕食のみ）
- ⑤ 電気料 実費
- ⑥ インターネット 月額1,700円又は1,760円（入寮生が希望する事業者を選択）
- ⑦ 入寮定員 男子100名
- ⑧ 施設設備
 - 洋室100室（各室定員1名）、1室の広さ9.0㎡（6畳程度）、ベッド、洋服ダンス、収納棚、学習机、椅子、照明器具、冷暖房機、TV端子、インターネット回線
 - 食堂、図書室、談話室、自治会室、WC、浴室、洗面所（洗濯機）、事務室、応接室、職員住宅等
- ⑨ 入寮状況 (5.3.31現在)

学 年	出 願 者 数	入 寮 者 数	継 続 入 寮 者 数	計
1	8 人	7 人	0 人	7 人
2	0 人	0 人	9 人	9 人
3	0 人	0 人	6 人	6 人
4	0 人	0 人	10 人	10 人
大 学 院	0 人	0 人	1 人	1 人
計	8 人	7 人	26 人	33 人

(2) 大学奨学金

- ① 応募資格
 - 保護者が青森県の住民であること
 - 大学の第1学年に入学見込みの者
 - 学業、人物ともに優秀で、かつ健康であること
 - 学資の支弁が困難であること
 - 原則として日本学生支援機構その他の団体から学資の貸与又は給付を受けていない者
- ② 貸与月額 44,000円
- ③ 採用人員 90人
- ④ 返還利息 無利息

⑤ 貸与状況

出願者数	貸与者数	継続貸与者数	計
41人	37人	80人	117人

(3) 高校等奨学金

① 応募資格

- 保護者が青森県の住民であること
- 高等学校又は専修学校高等課程に入学し、現在在学している者
- 学業・人物ともに優秀で、かつ健康であること
- 学資の支弁が困難であると認められること

② 貸与月額

次のうち、奨学生が必要に応じて希望する金額

ア：18,000円 イ：23,000円 ウ：30,000円 エ：35,000円

③ 採用形態

予約採用 中学3年生を対象に募集・決定

定期採用 毎年4月に高校等に在学している者を対象に募集・決定

緊急採用 家計が急変した在学学生を対象に随時募集・決定

④ 返還利息 無利息

⑤ 貸与状況

予約採用	定期採用	緊急採用	継続貸与者数	計
44人	68人	0人	256人	368人

⑥ 高等学校奨学金通学費等免除制度

ア 対象者

本会の高等学校奨学生のうち、次の全てに該当する者

- 奨学生の属する世帯が市町村民税所得割非課税世帯（生活保護法による生業扶助を受給している世帯を除く。）であること
- 通学費が1月当たり1万円、下宿費（寮含む。）が1月当たり1万2千円のいずれか超える額を負担していること

イ 対象経費等 通学費、下宿費（寮費）の1月当たりの実費相当額

ウ 返還免除額

奨学金の貸与月額又は通学費等の1月当たりの実費相当額（千円未満の端数切捨て）のいずれか低い方の額から通学費が1月当たり1万円、下宿費（寮含む。）が1月当たり1万2千円を差し引いた額

エ 返還免除の状況

返還免除者数	返還免除額
9人	1,473,000円

(4) 大学入学時奨学金

① 応募資格

- 保護者が青森県の住民であること
- 高等学校又は高等専門学校に在学している者
- 大学（通信制・短期大学を除く。）の第1学年に入学見込みであること
- 学業、人物ともに優秀で、かつ健康であること
- 生活保護受給世帯若しくは市町村民税所得割非課税世帯又は児童養護施設等入所者であること

② 貸与額 10万円を単位とし、60万円以内の必要な金額

③ 採用人員 100人

④ 返還利息 無利息

⑤ 貸与状況

採用者数	貸与者数	貸与金額
14人	13人	7,100,000円